

江戸幕府米価浮揚策の研究

——文化三年大坂買米を中心に——

高槻 泰郎

はじめに

- 一 文化初年の米価動向と買米令
 - 二 文化三年大坂買米の展開
 - 三 文化三年買米の顛末と評価
- おわりに

はじめに

今から遡ること約百年前に、本庄栄治郎が近世期に幕府が試みた米価統制策に概観を与え、閉鎖経済の下で、自然要因に大きく供給量が左右される、米という財の価格を安定させることの不可能性を指摘して以来、⁽¹⁾幕府による米価統制策は、幕藩関係、領主財政、都市民救恤、米穀流通構造など、様々な視角から研究が深められてきた。⁽²⁾しかし、江戸と大坂についてすら、基礎的な事実関係の整理が未了の部分も多く、両都市、ならびに他地域における状況を睨みながら

横断的に論じた研究はごくわずかに止まる。³⁾ 筆者も享保期（一七六一—一七三五）から文化期（一八〇四—一八一七）に至る大坂における米価統制策を概観し、政策の変化を時系列的に見通す試みをしたことがあるが、⁴⁾ 大坂を限定的に観察したものに過ぎない。

日本近世に限らず、経済政策史を語る上で、時系列的把握と横断的把握が不可欠であることは論を俟たないが、個々の政策について、政策主体の意図、政策対象となった市場の反応を明らかにすることが基礎作業としてあり、その上で政策の効果や意義を右に掲げた両側面から論じるべきであることは、大方異論のないところであろう。近世の米価統制策についても、浮揚策か抑制策かを問わず、幕府は市場機構を通じて政策を実行した以上、⁵⁾ 政策に反応した市場価格の振る舞い、市場参加者の動向、市場での取引慣行を踏まえた上で、まずは政策が当該市場において果たした役割を評価することが基礎作業として求められる。

とりわけ、近世最大の米穀集散市場であり、かつ米価統制の対象として幕府の注視を受けた大坂では、米現物ではなく米切手を主たる対象として、囲米、買米その他の米価統制策が展開したという特徴を持ったため、米現物を対象に政策が実施された江戸と単純に比較することはできない。大坂における取引慣行を踏まえた上で、政策を評価していく地道な作業が求められる。そこで本稿では、近世日本米価統制史を論ずるための予備作業として、文化三年（一八〇六）に幕府が大坂で発令した買米令に焦点を絞って分析を試みる。

文化三年の大坂買米に着目する理由を以下に述べる。大坂を舞台とする米価統制策について研究史を整理すると、本庄栄治郎、土肥鑑高、宮本又郎、筆者らが概観を与えているほか、享保改革期に焦点を当てた内田九州男、勝亦貴之、宝暦一一年（一七六一）の買米を取り上げた賀川隆行、天保期以降の政策に着目した本城正徳らによる研究が挙げられるが、文化期の研究は手薄であり、専論は安藤優一郎による研究に限られることに気がつく。⁶⁾

かかる研究状況を生み出した一つの理由として、当該期の政治的特徴が挙げられるかも知れない。政治史研究において、文化期の政治動向は、寛政改革の基調が大きな修正を受けずに継承、発展された時期とされており、幕政の転換は文化一四年（一八一七）、最後の「寛政の遺老」老中松平信明が死去し、天明八年（一七八八）以来三〇年間にわたって勘定奉行を務めた柳生久通が留主居に転じた年以降に生じたと理解されている。⁽⁷⁾ 本稿が対象とする文化三年大坂買米の発令時点では、寛政改革の主体的勢力を構成した老中の内、松平信明（一時老中の列を離れるも文化三年五月に復帰）、本多忠籌^{ただかず}が引き続き在職しており、さらに松平定信に重用された牧野忠精^{ただきよ}も勝手掛老中を務めている。⁽⁸⁾

しかし、北島正元も強調するように、これは寛政期と政策基調を共有しているという意味であって、文化期に新たな政策が打ち出されなかったというわけではない。事実、文化期は享保期と並んで、大坂、江戸の双方において、幕府が米価統制を積極的に行った時期にあたる。大坂市中を巻き込む大規模市場介入である買米は、享保一六年（一七三一）、延享元年（一七四四）、宝暦二年（一七六二）、文化三年（一八〇六）、文化七年（一八一〇）⁽⁹⁾ に実施されており、文化期にはさらに米価引き上げを目的とする御用金令（文化一〇年「一八一三」）、廻米制限令（文化九年、一〇年）も打ち出している。⁽¹⁰⁾ 政策の頻度、および手段の多様性において、享保期をも上回る積極性を示しているのが文化期であり、なにかんづく、大坂における大規模な米価浮揚策の口火を切ったのが文化三年の買米令である。

文化期の米価統制策が等閑に付されたもうひとつの理由を、政策効果に対する評価に求めることもできる。文化期に試みられた種々の米価浮揚策は、いずれも中長期的な米価上昇には帰結しなかったと評価されてきた。⁽¹¹⁾ 失敗に終わったことが明らかかな政策について、縷々論じる必要はないと経済史家が考えたとしても不思議はない。しかし、失敗と評価するからには、幕府の政策意図が「中長期的な」米価上昇にあったということを証明する必要があるが、筆者によるこれまでの研究も含め、この点が正面から論じられたことはない。率直に言って、厳密に幕府の意図を復元することは難

しいが、同時に我々は、短期的にでも米価が上昇すれば（ないしは維持されれば）よい、と幕府が考えていた可能性を排除することもできない。この点は、政策発動直後における米価の動向を徹視的に観察した上で、改めて検討すべき事柄であろう。

文化三年の大坂買米に着目することは、右に指摘したような研究史の穴埋めに止まらない意義を持つ。享保期以来、幕府が米価統制策を発動する際には、民間資本を利用することを常としたが、これは米価統制の文脈に限られたものではない。享保期に始まり、田沼時代を通じて展開した、民意の政策への反映¹²、民間資本の政策利用が、いよいよ本格的に展開したのが寛政期から文化期にかけての時期であった¹³。

幕府自身の資金のみによってでは、種々の財政支出に対応しきれなくなる中で、民間の知識、資金力を政策に利用する流れが享保期以降、一八世紀中後期を通じて生み出され、一八世紀末には、江戸における勘定所御用達、米方御用達¹⁴、大坂における融通方、融通御貸付組合¹⁵に代表されるように、富裕商人を政策遂行に協力させる、公的かつ恒久的な組織が形成される¹⁷。

文化期に幕府が矢継ぎ早に打ち出した米価浮揚策を、江戸にあって資金的に支えたのが勘定所御用達、技術的に支えたのが米方御用達であり、大坂にあって、それを資金、技術の両面で支えたのが後段に詳述する融通方である。融通方の動きを押さえることは、一九世紀初頭における江戸幕府の経済政策を理解する上で不可欠といえるが、文化三年の買米については、残念ながら融通方内部の動向を直接観察できる史料が残されていない。そこで本稿では、文化三年時点では融通方には加盟していなかったものの、後に編入されることになる三井家が残した豊富な史料に基づいて、接近を試みたい。

幕府が融通方や三井家に何を期待し、また彼らは何を幕府に期待したのか。江戸幕府の経済政策史を語る上で欠かす

このできない豪商らの振る舞いを、文化三年の大坂買米を切り口として観察することも、本稿の重要な課題の一つである。

- (1) 本庄栄治郎『本庄栄治郎著作集 第六冊 米価調節史の研究』（清文堂出版、一九七二年、初出は一九一六年）。
- (2) 米価統制策を巡る研究史については、安藤優一郎『寛政改革の都市政策』（校倉書房、二〇〇〇年）一八一―二四頁に、簡にして要を得た整理が与えられており、本稿はこの整理に依る所が大きい。
- (3) そうした研究の例として、岩田浩太郎「天明朝江戸米穀市場の存在形態（上）」（『山形大学紀要（社会科学）』、第二一卷第二号、一九九一年、二四一―二八九頁）が挙げられる。岩田論文は、天明朝の江戸米穀市場政策を、大坂米市場、江戸地廻り米穀問屋、そして江戸・大坂近郊の動向も抑えつつ論じたものであり、米価統制策研究の一つのベンチマークを示したものとして評価される。
- (4) 高槻泰郎『近世米市場の形成と展開―幕府司法と堂島米会所の発展―』（名古屋大学出版会、二〇一二年）一三四―二〇一頁。
- (5) 幕府が遅くとも一八世紀中葉までには、市場への直接的な操作を断念し、市場機構を前提とした介入に舵を切ったことは諸書で指摘されている通りである（前掲岩田論文二五八頁、勝亦貴之「元文の貨幣改鑄と『松平乗邑体制』の成立」『文研会紀要』第一三号、二〇〇二年、二九一―五一頁）、前掲拙著一九四頁）。
- (6) 前掲本庄著、土肥鑑高『近世物価政策の展開』（雄山閣出版、一九八七年）。宮本又郎『近世日本の市場経済―大坂米市場分析―』（有斐閣、一九八八年）二八二―二九四頁。内田九州男「元文元年買わせ米問題と町人訴願権」（脇田修・J・L・マクレイン編『国際交流フォーラム 近世の大坂』大阪大学出版会、二〇〇〇年、一二一―一四七頁）、勝亦貴之「享保末年における幕府米価政策と元文改鑄」（『日本歴史』第七三八号、二〇〇九年、四二―五七頁）、賀川隆行『江戸幕府御用金の研究』（法政大学出版局、二〇〇二年）、本城正徳『幕藩制社会の展開と米穀市場』（大阪大学出版会、一九九四

年)、安藤優一郎「文化二〇年大坂廻米制限令の実効性―岡山藩を事例として―」(『地方史研究』第四七卷第三号、一九七七年、一一二〇頁)前掲拙著。なお、寛政期から大坂で進められた囲米政策も重要な分析対象であるが、同時期の江戸を対象とした研究の厚さに比して(前掲安藤著、一八一―二四頁)、ほとんど検討が加えられていない。そもそも江戸では粃、あるいは玄米にて貯穀が進められたのに対し、大坂では米切手での囲い置きも備荒貯蓄と見なされていた点などは大いに検討の余地がある。また、文化三年には江戸でも買米が発令されているが、管見の限り、専論は見出せない。これらは稿を改めて取り組むべき課題と考えている。

(7) 北島正元「化政期の政治と民衆」(家永三郎他編『岩波講座 日本歴史12 近世4』岩波書店、一九六三年、二八三―三三〇頁)、藤田覚「近代の胎動」(藤田覚編『日本の時代史17 近代の胎動』吉川弘文館、二〇〇三年、七―八六頁)。

(8) 竹内誠「寛政改革」(朝尾直弘他編『岩波講座 日本歴史12 近世4』岩波書店、一九七六年、一一四四頁)。

(9) 個々の内容については、前掲拙著、一三四―二〇一頁を参照のこと。なお、幕府の資金、あるいは民間資本に依りながら表向きは幕府資金によって行われる御買上米も、公開/非公開を問わず、繰り返し実施されている。

(10) 幕府は江戸においても、文化二年(一八〇五)に囲米・江戸廻米の制限令を発令するとともに、米方御用達・石橋弥兵衛の建議に基づいて「米価掛」を設置して御買上米を実施し、文化三年には大坂に先立って市中買米を発令するなど、やはり米価浮揚に腐心している(前掲北島論文、三〇四―三〇六頁)。

(11) 前掲宮本著、二八九―二九二頁。ただし、宮本は米価の下落を押しとどめる効果は持ったのではないかと指摘している。なお、文化三年の大坂買米を、期待された効果を上げなかった政策と評した点については筆者も同様であるが(前掲拙著、一七七頁)、文化期の米価浮揚策をおしなべて無効と評する立場には立っていない。

(12) 塚本明「都市構造の転換」(朝尾直弘他編『岩波講座 日本通史 第14巻 近世4』岩波書店、一九九五年、六七―一〇六頁)、藤田覚『田沼意次―御不審を蒙ること、身に覚えなし―』ミネルヴァ書房、二〇〇七年、同『日本近世の歴史4 田沼時代』吉川弘文館、二〇一二年。

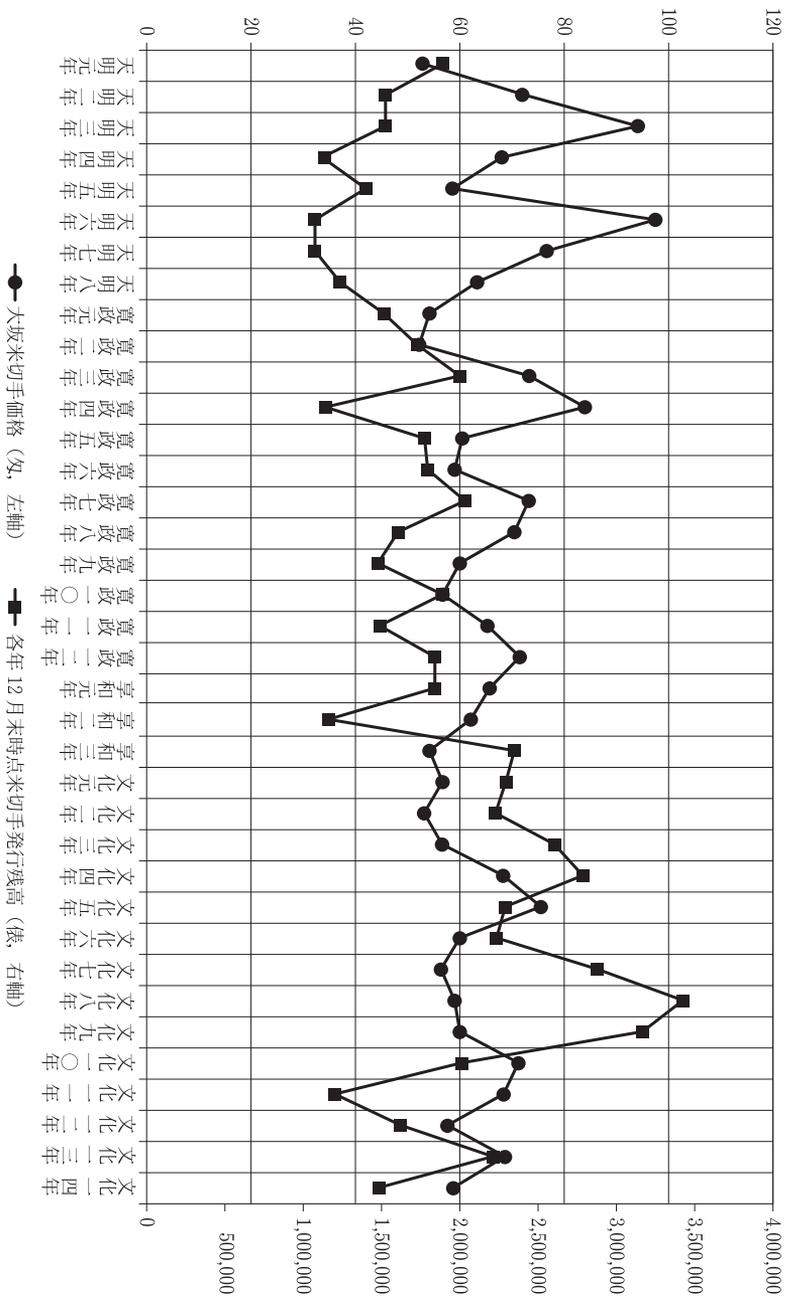
(13) 竹内誠「田沼期における幕府金融政策の実態」(『歴史教育』第二三卷第一〇号、一九六五年、三三―三九頁)。

- (14) 竹内誠「幕府経済の変貌と金融政策の展開」(古島敏雄編『日本経済史大系 4 近世下』東京大学出版会、一九六五年、一七七―二二四頁)、飯島千秋「近世中期における幕府公金貸付の展開―馬喰町郡代屋敷御貸付役所取扱い貸付金について―」(『横浜商大論集』第一八巻第二号、一九八五年、二六一―六五頁)。
- (15) 竹内誠「寛政改革と『勘定所御用達』の成立(上)」(『日本歴史』第二二八号、一九五九年(a)、一三三―一三三頁)、同「寛政改革と『勘定所御用達』の成立(下)」(『日本歴史』第二二九号、一九五九年(b)、四九―五六頁)、竹内誠「寛政改革と米方御用達の成立」(『歴史教育』第九巻第一〇号、一九六一年)。
- (16) 高槻泰郎「幕藩領主と大坂金融市場」(『歴史学研究』第八九八号、二〇一二年、六八―七七頁)。
- (17) 一八世紀中葉までの米価統制策においても、江戸、大坂を問わず、民間の協力を仰いでいたが、政策の撤回とともに沙汰止みとなる、一過性の関係に過ぎなかった(前掲拙著、一四五―一六六頁)。
- (18) 前掲竹内論文「一九五九a」、「一九五九b」、「一九六一」。

一 文化初年の米価動向と買米令

(一) 文化期の米価動向

分析に先立って、まずは一八世紀末から一九世紀初頭にかけての米価動向を確認する(第1図)。幕府が米価統制を行う上で基準としたのが、一石〇六匁という相場であったが、享和三年(一八〇三)以降、米価が六〇匁を下回って推移していたことが分かる。以下に述べる通り、第1図で示した期間中に、幕府が大坂市中を対象に買米を発令したのは、文化元年(一八〇四)¹⁾、同三年(一八〇六)、同七年(一八一〇)の計三回であり、いずれも六〇匁を下回る米価水準において実施されている。



第1図 天明～文化期の大阪米価
 出典) 岩橋勝『近世日本物産史の研究』(大原新生社、1981年、462-463頁)、株式会社大坂堂島米穀取引所編『大坂堂島米商沿革』(同所発行、1902年)所収「自享保九年至明治四十四年 百八十八年間大阪越年米高並納相場表」。

また、文化期（一八〇四―一八一七）は諸大名による米切手発行の隆盛期でもあることに留意したい。^②大坂で払米を行った大名が発行した証券が米切手であるが、その価格は払米代銀の多寡を左右する一方で、借財担保として発行される米切手の価値も規定したため、諸大名の資金調達コストをも左右した。この点は、これまで十分に強調されてこなかったが、大坂における米価浮揚策は、歳入増加、資本コスト削減の両面から大名財政を支援するものであったことは念頭に置かれるべきである。

したがって、たとえ短期的にでも米価（米切手価格）が上昇し、その間に払米を実施し、借銀を調えたとするならば、その便益は決して小さくない。むしろ、文化期の米切手発行量を考慮するならば、その影響は多大であったと言わざるを得ない。この点は、中長期的な米価上昇に帰結しないことを経験的に理解していながら、幕府が米価浮揚策を執拗に繰り返した背景の一つとして考慮に入れておく必要がある。

（二）文化期の米価浮揚策における文化三年大坂買米の位置づけ

米価動向を踏まえた上で、次に文化期に幕府が大坂で実施した米価浮揚策を整理する。^③なお、ここでは文化三年大坂買米の位置づけを検討するための事実関係の確認に主眼を置き、個々の政策に対する評価はひとまず置く。

幕府は、文化元年（一八〇四）一〇月に、大坂町奉行を通じて、融通方一二軒に対して米価浮揚策を提案するように命じている。融通方一二軒とは、寛政元年（一七八九）に大坂鈴木町代官羽倉権九郎から内々に御用金二四万両の上納を指示された事を契機に発足した組織^④で、大坂町奉行支配の下、文化年間における米価浮揚策において中心的な役割を果たした。^⑤融通方の構成員については、後段で詳述する第2図、第1表を参照されたい。

大坂町奉行所の諮問に対し、融通方は米切手の買持ちを提案し、最終的に一二軒で四万六、八八〇石に相当する買持

ち資金を融資することで決着する。文化元年から同三年までの三年間で上納額は一、二二〇貫五四匁、一両〇六〇匁として約二万両に及んでいるが、全額が返済されている(文化三年二月三日に完済)。この三年間にかけて、幕府は御買上米(幕府名義での買米)を繰り返し実施し、その一部は一二軒からの借入金を原資としていた。

次いで実施されたのが本稿で取り上げる文化三年の大坂市中買米である。概略を先取りするならば、特定の商家に対して米切手の買持ちを命ずるものであり、文化元年に融通方のみ⁽⁵⁾に命じた買米を拡張したものである。

宝暦一年(一七六一)の大坂御用金令(買米令)では、まず各家に御用金の⁽⁶⁾上納を命じた上で、それを各町に貸し付け、町を主体として米切手の買持ちを命じている。市中から現金銀を吸い上げたことは金融市場に逼塞をもたらし、発令から三ヶ月足らずで撤回に追い込まれたことは賀川隆行が指摘した通りである。文化三年の買米では、現金銀の上納は求めず、あくまでも米切手の買持ちを求めたという点に違いがある。この違いが持つ意味については、後に検討する。

諸国水害の影響で、文化五年(一八〇八)には米価が上昇したものの、その後は豊作が続き、米価は再び低調に推移する(第1図)。幕府は文化七年(一八一〇)一〇月に、再び大坂市中に対して買米を命じている。文化三年時には洩れていた家も新たに追加しての実施である。さらに文化九年(一八一二)には、諸大名に対して、大坂廻米量を、文化六年から八年の平均値から二割減じた量に設定するように命じ、翌一〇年には文化九年度の大坂廻米量の半分に減じよう命じている。したがって、文化六年から同八年平均の四割に制限したことになる。

加えて文化一〇年六月には、勘定奉行肥田頼常が下坂し、これまで買米を命じられていた大坂市中の者たちに対して、買米原資として御用金の⁽⁷⁾上納を直々に命じている。草間伊助は、「御勘定奉行御登坂与申事ハ甚稀成事」としており、御用金徴収にかける幕府の意気込みを伝えている。

政策を羅列するだけでも、米価浮揚にかける幕府の意気込みが感じられようものだが、この流れを踏まえた上で、差し当たって文化三年の大坂買米の位置づけを仮説的に述べるならば、(一)文化七年に同様の形式で大坂市中買米を実施していることからすれば、何らかの成果があったと幕府に認識されていた可能性があること、(二)宝暦一年の大坂市中買米とは異なる形式で実施されていることから、何らかの改善が図られていた可能性があること、の二点が挙げられる。以下では、この二点を念頭に文化三年大坂買米の経緯を観察していきたい。

(三) 文化三年買米の発令

文化三年一〇月一四日、幕府は江戸市中、ならびに「御城下に而米渡世致候」者に対して、米の買持ちを指示している。⁽⁸⁾翌月の十一月一六日には、大坂においても三〇余名の町人呼び出して買米を指示している⁽⁹⁾（ただし、融通方一二軒、十人両替は前日の一五日に呼び出されて指示を受けている⁽¹⁰⁾）。残念ながら大阪大学経済史・経営史資料室所蔵「鴻池善右衛門家文書」には文化三年買米に関する史料が残されておらず、融通方一二軒の動向を内側から探ることはできない。そこで以下では三井文庫所蔵史料、ならびに「浜方記録」、「草間伊助筆記」などを用いて経緯、顛末を確認していく。

まずは十一月一六日以降に、召し出した町人に対して渡された書付の文言を確認する。

史料⁽¹⁾

文化三年寅十一月十六日、西御役所ニおいて左之通被仰渡、

近年打続米価下直ニ付、武家・百姓者不及申、自然と町家迄も商薄趣ニ而、都而金銀融通不宜、世上一統之難儀、何と歎一際

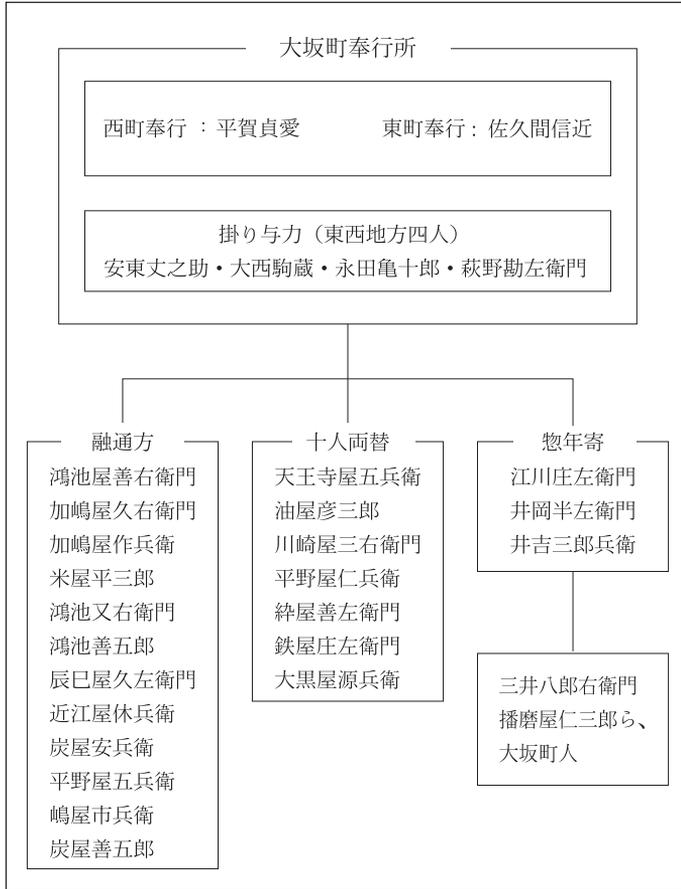
御救之御趣意相立候様被成度、江戸表ニおゐても厚く御世話ニ而、御買上米等も有之候得共、少分ニ而者迎も直段引上方難行届、従公儀も御金被差加、猶亦於当表も御買上米被仰付候ニ付、町人共之内、御仁恵を難有奉存、買上米可致もの、自分共勸弁之上取調可申上旨、御沙汰之趣、此度江戸表より申来候間、其方共江買上米申付候、御用斗之儀ニ無之、世上へ対し融通ニ相成候儀ニ而、銘々年来安堵ニ渡世いたし罷有候御国恩之程、難有奉存〔候〕而、可成たけ出情いたし、石高銘々封書ニいたし可差出候、石高相束、御趣意通ニおよひ候ハ、其趣を以江戸表へ申上候間、早々可申出候、尤右者米下直ニ付而之儀ニ付、永々買持居候訳ニ者無之、直段引立〔候〕上者、及差図、追々為相払候間、其旨を存、出情可致候、

米価下落が武家、百姓のみならず町家においても不景気、金銀融通の悪化として響いているとの認識を示した上で、江戸表での買米、大坂における幕府御買上米を引き合いに出しつつ、大坂市中に対して買持米を命ずる内容になっている。

江戸で示された書付と対比すると、江戸では買持米を行う単位を「一町限」としているのに対し、大坂では「銘々」、すなわち家単位となっている点に相違が見出せる。買米、囲米を市中に命ずるに際して、家単位に賦課するのか、町単位で賦課するのは、時代によって差異があるが、概して大坂の場合には家単位であることが多かったと言える。

三井大坂本店(店名前…三井八郎右衛門)は一月一六日に呼び出された三〇余人の内に入り、一九日までに買米高を封書にして提出するよう指示されている。大坂本店支配役の中村嘉右衛門は直ちに京本店に向いて相談し、帰坂後、役所に一月二二日までの日延べを願い出ている。二三日には米五〇〇俵を買持ちする旨を書付にして惣年寄に提出し、ひとまず受理されている。

一月二五日には、大坂両替店(店名前…三井元之助)も呼び出しを受け、西町奉行佐久間信近より直々に一月二



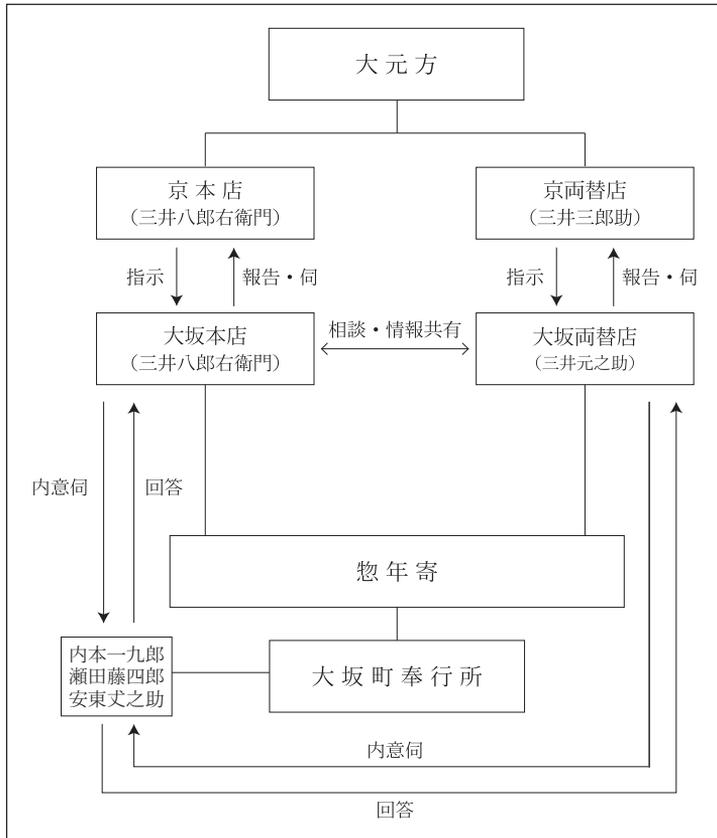
第2図 文化3年大坂買米の組織図

出典 「御買上米一巻留（控）」（三井文庫所蔵史料 統391-1）、「大坂表＝而買持米被仰付候一件往返通達之写」（三井文庫所蔵史料 統1513-2）、「大坂表御買米請高控」（三井文庫所蔵史料 本1248-1）。

八日までに買持米高を封書に認め、惣年寄詰所まで提出すべき旨が言い渡されている⁽¹⁸⁾。同日夕、大坂両替店は京両替店に書状を送り、その中で「先年御買米御用金〔宝曆一年御用金〕、其後融通御用〔天明五・六年御用金〕等、当店江者不被仰付候儀御座候処」、今回は外方と同様に仰せつけられたと述べている。幕府御為替御用を本務とする大坂両替

店は、御用金の対象には含まれないと認識していたこと⁽¹⁹⁾、そして後に三井家としての請負は大坂本店（三井八郎右衛門）名義に一本化されるが、この時点で、八郎右衛門名前、元之助名前の両方で負担することを想定していたことが分かる。

これに対して京両替店は、大坂本店が五〇〇俵で申告したことを踏まえた上で、大坂両



第3図 三井家の組織図（文化3年大坂買米一件に関連して）

出典）「御買上米一卷留（控）」（三井文庫所蔵史料 続391-1）、「大坂表ニ而買持米被仰付候一件往返通達之写」（三井文庫所蔵史料 続1513-2）、「日記録」（三井文庫所蔵史料 本58）、「永書」（三井文庫所蔵史料 本131）。

替店は三〇〇俵で申告し、文化三年三月の江戸大火によって「御用家質ニ指上置候家屋鋪、夥鋪類焼仕、普請金手当も未相調、難波仕罷在候砌」であると申し立てて、それ以上の負担は「品能御断」するように指示している。²⁰この指示を受けた大坂両替店は、ひとまず俵数は明示せずに一二月三日までの日延願いを提出し、聞き済みとなったことを京両替店に報告している。²¹また、同じ書状で、惣年寄の江川庄左衛門より聞いた話として、一、〇〇〇石以下であっても済まされない様子であることを注進している。

このように、三井家では本店一卷、両替店一卷の双方が買米に巻き込まれ、以後、買米請負高を巡って、様々な手づるを使って役所との駆け引きを展開する。その構造を図式化すると、第2図、第3図のようになる。

第2図について、史料一に「江戸表ヨリ申来」とあることが示すように、本件は老中からの指示によって実施されているが、現場で指揮を執るのは大坂町奉行である。融通方、および十人両替については、大坂町奉行所より直接指示がなされていたのに対し、それ以外の家については、原則として惣年寄を間に挟んで交渉を行う形となっている。

第3図について、先述の通り、三井家は三井八郎右衛門名義、三井元之助名義の両方において買米を命じられたこともあり、大坂本店と大坂両替店がそれぞれ惣年寄と応対する形となっている。やや先取りして述べるならば、これら大坂の出店二店はそれぞれ京本店、京両替店の指示の下に動いており、京都へ伺いを立てて、指示を仰ぐことを原則としている。本店一卷と両替店一卷は、別個に惣年寄と相対することになるが、大坂本店、大坂両替店間では活発に情報共有を行っていることが史料から確認される。また、史料から直接観察することはできないものの、京本店、京両替店の間でも情報共有が図られていたと考えるべきであろう。大坂本店、大坂両替店が内意伺いを行った内本、瀬田、安東については後述する。

- (1) 後述するが、文化元年の買米は、融通方から資金貸与を受けて幕府名義で行われたものであり、大坂市中を対象に実施された買米とは異質である。
- (2) 諸大名による大坂での米切手発行については、前掲拙著、七一―一八〇頁を参照。
- (3) 以下、特に断らない限りは前掲拙著、一六六―一七四頁の記述に依る。
- (4) 森泰博「文化期までの御用金と鴻池家」、『商学論究』第三二卷第三号、一九八五年）三五―四二頁。文化元年当時は

「十二人之衆」などと呼び習わされていたが、後に見る文化三年（一八〇六）の買米時には「融通方十二軒」、「融通組合」といった表現が用いられている。なお、融通方は大坂町奉行支配であり、天明三年（一七八三）の内々御用金を機に結成された、御貸付を専門に扱う融通御貸付組合一軒とは九軒が重なっているものの、こちらは谷町代官支配の別組織である（前掲拙著、二四八―二五七頁）。

(5) 三井八郎右衛門は、升屋平右衛門と共に文化八年（一八一二）二月より融通方に編入され、融通方は一四軒となるが（前掲森論文、四二頁）、この時点では加盟していない。

(6) 前掲賀川著、一五―七二頁。

(7) 「草間伊助筆記」（大阪市参事会編『大阪市史 第五』大阪市参事会、一九二一年）九三―三頁。草間は勘定奉行の登坂を、宝暦末年に伊奈忠宥が摂河の河川を巡視に来て以来のこととしているが、この時の伊奈の役職は、勘定奉行ではなく勘定吟味役である（大阪市参事会編『大阪市史 第一』大阪市参事会、一九二三年、八七―八七三頁）。「三貨凶彙」の著者としても知られる草間伊助（直方、一七五三―一八三二）は、一〇歳で鴻池屋善右衛門に奉公に上がり、別家として独立した後も本家に出勤して店務に当たり、文化五年（一八〇八）には本家の店務の傍らに自分家業（大名貸）を営むことを許された人物であり（安岡重明「寛政・文化期における藩債処理にかんする草間直方の意見」『同志社商学』第一四巻第二号、一九六二年、五三頁）、「草間伊助筆記」は宝暦一年（一七六一）の大坂市中御用金から文化一〇年（一八一三）の大坂廻米制限令に至る幕府の諸政策について論評したものである。

(8) 江戸市中を対象にした書付は東京都編纂『東京市史稿』（市街篇）第三三卷、一九三八年、六〇九―六一八頁に、米渡世の者を対象にした書付は「浜方記録」（本庄栄治郎他編『近世社会経済叢書』改造社、一九二六年）二四一―二四二頁にそれぞれ確認できる。「浜方記録」は、堂島新地二丁目（同書一六五頁より判明）の米仲買、播磨屋仁三郎・仁兵衛父子が、家に伝わる古記録から米市場に関する箇条を書き抜いて整理したもので、全九冊からなる（同書、幸田成友による解題）。町触の他、特に米市場関係者に向けてなされた口達や、市場で発生した事件など、米市場に関係する内容を広汎に留めている。

- (9) 書付の文面は諸史料に留められているが、活字化されているものでは大阪市参事会編『大阪市史 第四上』（大阪市参事会、一九一〇年）四五八―四五九頁、「草間伊助筆記」八五二―八五三頁が挙げられ、請証文は「浜方記録」二四六―二四七頁に見える。
- (10) 融通方と十人両替が呼び出された日付について、「草間伊助筆記」は一月一日とし、「浜方記録」は他の町人と同じく一月一六日であったとしているが、「浜方記録」は同時に「但十人両替・融通方等は別に仰せつけられ、御間違之由」とも記していることから、一月一日が正しいと判断した。
- (11) 『大阪市史 第四上』四五八―四五九頁。亀甲括弧内の文字は明らかな誤字・脱字を「草間伊助筆記」八五二―八五三頁に基づいて補足したものである。以後、引用史料文中の亀甲括弧内の文字は筆者が書き加えたものとする。
- (12) 『東京市史稿』（市街篇）第三三卷、六〇九―六一八頁。
- (13) 江戸では町柄によって負担に感じられる程度は異なるため、慎重に負担割合を定めるようにと指示している一方、大坂では家単位で賦課しているため、そのような指示はない。その代わりに、「御用斗之儀ニ無之、世上へ対し融通ニ相成候儀ニ而」（史料一）との文言が付されている点は、大坂の特色と言えるかもしれない。
- (14) 参考までに、買米その他の御用について、賦課形式を前掲拙著一四五―一六六頁に基づいて整理すれば以下のような。享保一六年（一七三一）六月の大坂買米（当初家単位、後に町単位）／延享元年（一七四四）九月の江戸買米・大坂買米（家単位）／寛政三年（一七九一）二月からの大坂囲米（町単位・家単位は任意）／寛政四年（一七九二）からの江戸囲米（町単位）／文化三年（一八〇六）一〇月の江戸買米（町単位）／文化三年一月の大坂買米（家単位）。このように、享保一六年以降、大坂では家を単位に命じることを基本としていたことが分かる。
- (15) 「御買上米一卷留（控）」（三井文庫所蔵史料 続三九一―一、作成・原所蔵：大坂両替店、以下「一卷留」）、文化三年一月二六日―二三日条。当該史料は、文化三年大坂市中買米について、大坂両替店が経緯を留めたものであり、京本店・大坂本店間のやりとりが窺える史料である。後述の通り、大坂両替店は買米一件から除外されることとなるが、大坂本店と京本店とのやりとりを留め続けている。後に紹介する京両替店作成・保管史料と重複する部分もあるが、双方を補完的

に用いることにより、文化三年買米一件に関連する三井家の動きを、かなりの程度復元することができる。

(16) 三井家奉公人の役職については、『店々役人名鑑』（三井文庫所蔵）に依る。以下、同じ。

(17) 京本店の業務日誌である「永書」（三井文庫所蔵史料 本一三一、作成・原所蔵：京本店）文化三年二月一日の項に、「御買米一件ニ付、大坂本店支配役中村嘉右衛門今日着、直様同日夜船罷下、尚又二日上京、用向相済四日下坂之事」との記事が見え、この他にも買米一件に関連した大坂本店の手代の来訪を記す記事が散見されることから、嘉右衛門をはじめとする大坂の手代が上京して相談に向かった先は京本店と判断される。

(18) 「大坂表ニ而買持米被仰付候一件往返通達之写」（三井文庫所蔵史料 統一五一三―二、作成・原所蔵：京両替店、以下「通達之写」）文化三年一月二五日条（大坂支配人↓京支配人）。当該史料は、大坂両替店と取り交わした書状について、京両替店が要文を整理して記録したものである。「一卷留」と異なり、大坂両替店と京両替店で行とりされた書状の形式を残して留めている点に特徴がある。残念ながら文化三年の買米が決着を見る前の文化三年二月二七日条で記録が途絶えているが、その末尾に「右是造当店〔京両替店〕ニ而取扱候ニ付、大坂店〔大坂両替店〕往返文通右之通扣置候、以来元方江通達ニ相成、同所ニ扣有之候ニ付、当店ニ而委敷相知レ不申事」とあることから、二月二七日前後を境に、買米一件に関する大坂両替店の書状が大元方に直送され、そこで控えられるようになったことが分かる。

(19) 大坂両替店のかかる認識は、天明五年（一七八五）、同六年の御用金を免れた経験に基づくものと考えられる（樋口知子「深井孫七郎「大坂店勤番日記」その一―天明六・七年の大坂両替店―」（『三井文庫論叢』第二一号、一九八七年二月、三五五―四二五頁、前掲賀川著「二〇〇二」九四頁）。

(20) 御為替三井組が幕府御為替御用を引き受けるに際して、家賃を差し出していたことについては賀川隆行『近世三井経営史の研究』（吉川弘文館、一九八五年）三三―三三頁、財団法人三井文庫編『三井事業史 本篇第一巻』（同文庫発行、一九八〇年）三五〇―三五二頁を参照。事実、三井家では、文化三年三月四日に芝泉岳寺門前から出た火で、芝口店・本店・両替店・向店・糸見世・中店二ヶ所、抱屋敷六〇ヶ所の類焼被害を受けている（『三井事業史 本篇第一巻』三四九頁）。

(21) 「通達之写」文化三年二月二八日条（大坂両替店↓京両替店）。

二 文化三年大坂買米の展開

(一) 買米高の自己申告

買米を指示された面々は、期日までに買米高を申告するよう求められていたが、この間の動きについて、堂島の米仲買、播磨屋仁兵衛は「浜方記録」で以下のように述べる。

史料^①

升屋平右衛門始而二千石と書上候よし、是に統候もの者無之候由、此方〔播磨屋仁兵衛〕六百石と書上候事、一廉見事成事之よし聞へ候、歴々たる町人三百石より上は無之程之よし、しかし十人両替・融通方之事は、是は惣年寄掛りに無之よし、いづれにしても此人物は何と申上るやら一向に相聞不申候

文化八年一二月以降、三井家と共に融通方に加わることになる升屋平右衛門（以下、升平）の申告高は別格として、播磨屋仁兵衛（以下、播仁）が申告した六〇〇石という高が、他の町人が三〇〇石以上を申告していない中であって突出していたこと^②、そして融通方や十人両替の動きが、播仁に見えていなかったことが窺える。「浜方記録」には、文化元年（一八〇四）に始まった内々買米の記事もないことから、融通方一二軒と役所とのやり取りは、外部には見えていなかったことが分かる。この点は三井家も同様で、大坂両替店から京両替店宛の書状には、一月二五日に西町奉行所で融通方、十人両替の面々を目撃したとあるが、買米に関する動きは聞き出せていない^③。直接観察できないとはいえ、融

通方、十人両替の動向は、市中の耳目を集めていたことが窺えよう。

(二) 買米高の指定

一月三〇日、役所より大坂本店へ呼び出しがかかり、嘉右衛門が罷り出た所、他の町人も同席の上で、銘々の買持高はいずれも少分であるとして、それぞれの石高が指定され、一月二日までに請書を差し出すべき旨が通達される。⁽⁴⁾この時、大坂本店は三万石を指定され、嘉右衛門は直ちに上京している。⁽⁵⁾自己申告を待っているは埒が明かないと判断した大坂町奉行所は、指定高を一方的に通達する方式に転換したことが分かる。⁽⁶⁾指定高の通達は、一月三〇日、一月二日、五日、七日の計四回に分けて行われたが、その中に三井元之助（大坂両替店）の名前は含まれていない。⁽⁷⁾

ここで買米高を指定された家三一七軒（融通方一二軒、十人両替七軒を含む）、および買米高の指定はなされなかったものの、上げ銀で応じた六軒について一覧してみたい（第1表）。

指定高の総額は一二五万七、〇〇〇石⁽⁸⁾、これを一石 \parallel 六〇匁 \parallel 一両で換算すると、銀換算で七万五四二〇貫目、金換算で一二五万七、〇〇〇両に及ぶ。宝暦一年御用金の一七〇万三、〇〇〇両⁽⁹⁾（二〇五軒）よりも小規模であるが、巨額であったことは確かである。第1表は原則として指定高の順に並べたものであるが、融通方への指定高は突出しており、十人両替と比較しても高かったことが分かる。

請高も含めた検討は後に譲るとして、次に買米令発令前後における米相場の動きを確認したい（第4図）。当時、堂島米会所で標準取引銘柄（建物米）に指定されていた筑前米の価格を見ると、融通方、十人両替が買米を指示された一月一五日、ならびに大坂市中から三〇軒が召し出されて買米が指示された同月一六日以降、現物価格、先物価格がともに上昇したことが分かる。⁽¹⁰⁾一月三〇日に指定高が通達された直後も、現物価格、先物価格はともに上昇しているが、

第1表 文化3年大坂買米の指定高・請高一覧

店名前	文化3年時店所在地			文化3年大坂市中買米					備考
	町名	典拠	指定高(石)	請高(石)	請負率	典拠	褒美	典拠	
鴻池屋善右衛門	今橋二丁目	⑥	33,000	33,000	100.0%	①	銀10枚	③	「平右衛門」(③、⑤) 「久兵衛」(④)
加嶋屋久右衛門	玉水町	⑥	33,000	33,000	100.0%	①	銀10枚	③	
米屋平三郎(平右衛門)	内平野町二丁目	⑥	25,000	20,000	80.0%	①	銀10枚	③	
辰巳屋久左衛門			25,000	10,000	40.0%	①	銀10枚	③	
平野屋五兵衛	今橋一丁目	⑥	25,000	10,000	40.0%	①	銀7枚	③	
近江屋休(久)兵衛	立売堀四丁目	⑥	25,000	17,000	68.0%	①	銀10枚	③	
鴻池屋善五郎	今橋二丁目	⑥	25,000	20,000	80.0%	①	銀10枚	③	
加嶋屋作兵衛	大川町	⑥	25,000	15,000	60.0%	①	銀10枚	③	
鴻池屋又右衛門	上町	①	25,000	20,000	80.0%	①	銀10枚	③	
炭屋安兵衛/なお	安土町二丁目	⑥	17,000	三月上旬 まで未決	—	①	銀7枚	③	
炭屋善五郎	瓦町一丁目	⑥	17,000	500	2.9%	①	銀3枚	③	
嶋屋市兵衛	玉水町	⑥	11,000	2,500	22.7%	①			
(以上、融通方12軒)			融通方計	181,000	63,29%	①			
天王寺屋五兵衛	今橋一丁目	⑥	286,000	700	6.4%	①			
油屋彦三郎	高麗橋三丁目	⑥	11,000	1,000	10.0%	①			
鉄屋庄左衛門	瓦町一丁目	⑥	10,000	100	1.0%	①			
平野屋仁兵衛	高麗橋筋四軒町	⑥	10,000	2,500	25.0%	①			
川崎屋三右衛門	瓦町二丁目(百貫町)	⑥	10,000	70	0.7%	①			
大黒屋源兵衛	嶋町二丁目	⑥	10,000	200	2.0%	①			
純屋善左衛門			10,000	1,000	10.0%	①			
(以上、十八町替7軒)			十八町替計	71,000	5,570	7.85%			
三井八郎右衛門	高麗橋三丁目	⑥	30,000	3,000	10.0%	①	銀5枚	③	
升屋平右衛門	榎木町	①	10,000	10,000	100.0%	①			

店名前	文化3年時店所在地		文化3年大坂市中買米					備考
	町名	典拠	指定高 (石)	請高(石)	請負率	典拠	褒美	
泉屋次郎左衛門	泉州口食	①	30,000	30,000	100.0%	①	銀1枚	③
塩屋孫左衛門	過書町	①	10,000	7,000	70.0%	①	銀1枚	③
山家屋権兵衛	中ノ嶋肥後嶋町	⑥	10,000	5,200	52.0%	①	銀1枚	③
和泉屋吉左衛門	泉州口食	①	10,000	2,200	22.0%	①		
助松屋忠兵衛			10,000	1,300	13.0%	①		
加嶋屋十郎兵衛	玉水町	①	10,000	5,000	50.0%	①	銀1枚	③
茨木屋安右衛門	平野町	①	10,000	5,000	50.0%	①	銀1枚	③
加嶋屋(鹿嶋屋)作五郎	船町	①	10,000	5,000	50.0%	①	銀1枚	③
鴻池屋庄兵衛	今橋二丁目	⑥	10,000	5,000	50.0%	①	銀1枚	③
小橋屋伊右衛門	内河替町	①	10,000	5,000	50.0%	①	銀1枚	③
米屋喜兵衛	平野町	①	10,000	5,000	50.0%	①	銀1枚	③
米屋長兵衛	内平野町	①	10,000	5,000	50.0%	①	銀1枚	③
千草屋宗十郎	榎木町	①	10,000	5,000	50.0%	①	銀1枚	③
天王寺屋伊右衛門	榎木町	①	10,000	5,000	50.0%	①	銀1枚	③
天王寺屋忠兵衛	過書町	①	10,000	5,000	50.0%	①	銀1枚	③
播磨屋仁三郎(仁兵衛)	堂島	①	10,000	7,000	70.0%	①	銀1枚	③
日野屋松次郎	内平野町	①	10,000	5,000	50.0%	①	銀1枚	③
平野屋新兵衛	本町	①	10,000	5,000	50.0%	①	銀1枚	③
平野屋孫兵衛	今橋	①	10,000	5,000	50.0%	①	銀1枚	③
山本三次郎	今橋	①	10,000	5,000	50.0%	①	銀1枚	③
鴻池屋市兵衛	今橋淀屋橋	⑥	10,000	7,000	70.0%	①	銀1枚	③
泉屋吉次郎	長堀	①	10,000	150	1.5%	①		
加嶋屋五兵衛	江戸堀	①	10,000	3,500	35.0%	①		
加嶋屋安兵衛	玉水町	①	10,000	3,000	30.0%	①		

「鹿嶋屋」(①)

③には住所記載なしに「米屋喜兵衛」とあるが、請高から褒美を受けたのは堂島三丁目の米屋喜兵衛ではないと判断した

「仁兵衛」(③)

③には銀5枚の項にも記載があるが、請高からして銀1枚が正確と判断した

大庭屋次郎右衛門	江戸堀	①	7,000	2,800	40.0%	①		
升屋九右衛門	岩印	①	7,000	3,000	42.9%	①		
川崎屋武兵衛	吉野屋町	①	7,000	2,850	40.7%	①		
吹田屋六兵衛	靱	①	7,000	500	7.1%	①		
松屋清兵衛	大印	①	7,000	3,200	45.7%	①		
海部屋善次	平野町	①	7,000	300	4.3%	①		
鴻池屋伊兵衛	今橋二丁目	⑥	7,000	3,500	50.0%	①	*糞置	③
近江屋富太郎(太三郎)	久太郎町	①	7,000	4,900	70.0%	①	銀1枚	③
紀伊国屋嘉右衛門	竜田町	①	7,000	3,500	50.0%	①	銀1枚	③
嶋屋利右衛門	釣鐘町	①	7,000	4,900	70.0%	①	銀1枚	③
升屋伝兵衛	南久太郎町	①	7,000	4,900	70.0%	①	銀1枚	③
(和)泉屋次郎右衛門	漆路町	①	7,000	550	7.9%	①	銀2枚	③
油屋徳三郎	平野町	①	7,000	500	7.1%	①		
泉屋六郎右衛門	平野町三丁目	②	7,000	500	7.1%	②		
上村屋九兵衛	上人町	①	7,000	1,320	18.9%	①		
紙屋市右衛門	高麗橋	①	7,000	2,800	40.0%	①		
雑魚屋三郎右衛門	長堀	①	7,000	2,850	40.7%	①		
塩屋弥兵衛	京橋二丁目	①	7,000	3,500	50.0%	①		
炭屋彦五郎	平野町	①	7,000	3,500	50.0%	①		
天王寺屋弥七	七郎右衛門町	①	7,000	3,500	50.0%	①		
平野屋惣兵衛	今田町(→?)	①	7,000	3,500	50.0%	①		
吉野屋九右衛門	天満十丁目	①	7,000	2,820	40.3%	①		
吉屋(彦屋)伝右衛門	海部堀	①	7,000	3,500	50.0%	①		
井筒屋平次郎	今橋	①	5,000	3,500	70.0%	①	銀1枚	③
備中屋利兵衛	立売堀	①	5,000	3,500	70.0%	①	銀1枚	③
越後屋新十郎		①	5,000	200	4.0%	②		

鴻池屋伊兵衛の他に145名が糞め置かれているが店名前は不詳(③)
 近江屋富太郎(①)、近江屋太三郎(③)が同一経営か判定できず
 店所在地について①は「立田町」として
 いるが「竜田町」を指すと判断した
 「和泉屋」(④)
 「彦屋」(①)／⑤は「吉屋豊次郎」として
 いるが同一経営と判断した

店名前	文化3年時店所在地		文化3年大坂市中買米					備考	
	町名	典拠	指定高 (石)	請高(石)	請負率	典拠	褒美		典拠
越後屋藤助	京橋六丁目	②	5,000	50	1.0%	②			「五兵衛」(④)、 「五左衛門」(④)、 ⑥) 「広島屋」(⑤)
大鶴屋九藏	榑上町	①	5,000	1,700	34.0%	②			
大根屋小兵衛(五兵衛)	尼崎町	①	5,000	2,050	41.0%	①			
加嶋屋万兵衛	豆菜町(ㄨㄨ)	②	5,000	2,500	50.0%	①			
具足屋七右衛門	今橋二丁目	⑥	5,000	300	6.0%	②			
鴻池屋徳兵衛	今橋二丁目	⑥	5,000	2,500	50.0%	①			
昆布屋伊兵衛	瓦町一丁目	②	5,000	500	10.0%	②			
米屋伊太郎	尼崎町二丁目	②	5,000	1,000	20.0%	②			
桜井屋八兵衛	榑木町	①	5,000	2,500	50.0%	①			
茶屋吉右衛門	天満	①	5,000	2,020	40.4%	①			
伝法屋惣左衛門(五左衛門)	江戸堀	①	5,000	2,500	50.0%	①			
広(島)屋徳右衛門	瓦町一丁目	②	5,000	350	7.0%	②			
堺屋七左衛門	今橋	①	3,500	500	14.3%	①			
紙屋治兵衛	今橋二丁目	②	3,500	200	5.7%	②			
*大和屋利兵衛	安堂寺町	①	3,500	2,000	57.1%	①	銀2枚	③	
*阿波屋庄右衛門	通書町二丁目	①	3,500	2,000	57.1%	①	銀2枚	③	
*綿屋市右衛門	江戸堀三丁目	①	3,500	2,000	57.1%	①	銀2枚	③	
平野屋四郎五郎	江戸堀三丁目	⑥	3,500	1,400	40.0%	①	銀1枚	③	
鴻池屋栄三郎	江戸堀三丁目	⑥	3,500	1,400	40.0%	①	銀1枚	③	
尼崎屋七右衛門	榑木町	②	3,500	3,500	100.0%	①	銀2枚	③	
大嶋黒之助	堂町(ㄨㄨ)	①	3,500	300	8.6%	②			
大津屋吉兵衛	堂町(ㄨㄨ)	①	3,500	1,750	50.0%	①			
芋屋半兵衛	納屋町	①	3,500	1,750	50.0%	①			
鴻池屋善作	高麗橋三丁目	②	3,500	100	2.9%	②			
鴻池屋善之助	今橋	①	3,500	1,000	28.6%	①			

鴻池屋茂兵衛	高麗橋三丁目	②	3,500	400	11.4%	②		
鴻池屋和五郎	高麗橋三丁目	②	3,500	700	20.0%	②		
米屋三郎兵衛	檜屋町	①	3,500	1,750	50.0%	①		
錢屋宗兵衛			3,500	1,750	50.0%	①		
肥前屋又兵衛	北嶋二丁目(ㄨㄨ)	②	3,500	220	6.3%	②		
光吉三郎兵衛	近江町	②	3,500	500	14.3%	②		
油屋治兵衛	上人町	②	2,000	210	10.5%	②		
袴屋仁右衛門	道修町	②	2,000	900	45.0%	②		
内田屋惣兵衛	道修町	②	2,000	850	42.5%	②		
小橋屋利兵衛	塩町四丁目	②	2,000	1,000	50.0%	②		
袴屋善兵衛	本藪	②	2,000	250	12.5%	②		
深江屋勘兵衛	平野町一丁目	②	2,000	300	15.0%	②		
綿屋次(武)兵衛	白子町	①	2,000	300	15.0%	②		
近江屋与兵衛	瓦町一丁目	②	2,000	200	10.0%	②		
鹿嶋屋(加島屋)清右衛門	北富田町	①	2,000	1,000	50.0%	①		「加島屋」(⑤)／④は「廣島屋」として いるが鹿島屋の誤りと判断した
小山屋吉兵衛	内平野町二丁目	②	2,000	300	15.0%	②		「二重」(②)／④によれば指定高は2千石 「重複」とあるが(②)、①の阿波屋庄右 衛門は通書町二丁目とある／④・⑤によ れば指定高は2千石
*大和屋利兵衛	安堂寺町一丁目	②	2,000	2,000	100.0%	②		「二重」(②)／⑤によれば指定高は2千 石／代判・市郎兵衛(③)
*阿波屋庄右衛門	北浜二丁目	②	2,000	2,000	100.0%	②		
*綿屋市右衛門	江戸堀	②	2,000	2,000	100.0%	②		
伊丹屋四郎兵衛	船丁一丁目	②	2,000	1,400	70.0%	②		
大坂屋吉兵衛	堂町(ㄨㄨ)	①	2,000	1,400	70.0%	①		
京屋庄兵衛(宗吉)			2,000	1,400	70.0%	②		京屋庄兵衛(①)と京屋宗吉(③)は同一経 営と判断した
堺屋善兵衛	堂島北ノ町(ㄨㄨ)	②	2,000	1,400	70.0%	②		③には住所記載なしに「堺屋善兵衛」と あるが、請高から褒美を受けたのは堂島 船大工町の堺屋善兵衛ではないと判断し た

店名前	文化3年時店所在地		文化3年大坂市中買米					備考
	町名	典拠	指定高 (石)	請高(石)	請負率	典拠	褒美	
堺屋善六	堂島三丁目	②	2,000	1,400	70.0%	②	銀1枚	③
嶋屋利右衛門	齋藤町	①	2,000	1,400	70.0%	①	銀1枚	③
天満屋嘉藏	堂島三丁目	②	2,000	1,400	70.0%	②	銀1枚	③
長浜屋徳兵衛	京橋五丁目	②	2,000	1,400	70.0%	②	銀1枚	③
升屋源左衛門	堂島三丁目	②	2,000	1,400	70.0%	②	銀1枚	③
大和屋甚兵衛	孫左衛門町	②	2,000	1,400	70.0%	②	銀1枚	③
淡路屋太郎兵衛	白金(↔↔)町	②	2,000	2,000	100.0%	②	銀2枚	③
絵具屋吉兵衛	久太郎町三丁目	②	2,000	2,000	100.0%	②	銀2枚	③
*勝屋次郎兵衛	中筋町	①	2,000	2,000	100.0%	①	銀2枚	③
*勝屋次郎兵衛	中筋町	②	2,000	2,000	100.0%	②	銀2枚	③
天王寺屋源之助	堂島	①	2,000	2,000	100.0%	①	銀2枚	③
難波屋太助	堂島二丁目	②	2,000	2,000	100.0%	②	銀2枚	③
西村屋喜右衛門	堂島	①	2,000	2,000	100.0%	①	銀2枚	③
明石屋又三郎	内平野町二丁目	②	2,000	1,000	50.0%	②		
油屋才助	四軒町	②	2,000	100	5.0%	②		
伊賀屋寿五郎	旅宿(↔↔)町	②	2,000	800	40.0%	②		
伊賀屋半兵衛	旅宿(↔↔)町	②	2,000	800	40.0%	②		
生川屋吉左衛門	鮎屋(↔↔)町	②	2,000	0	0.0%	②		
泉屋卯右衛門	南久宝寺町一丁目	②	2,000	50	2.5%	②		
泉屋治兵衛	助右衛門町	②	2,000	1,000	50.0%	②		
泉屋次郎右衛門	安波町南二丁目(↔↔)	②	2,000	800	40.0%	②		
伊勢屋藤四郎	布屋町	②	2,000	800	40.0%	②		
井筒屋庄右衛門	上魚屋町	②	2,000	1,000	50.0%	②		
岩田屋七郎兵衛	白髪町	②	2,000	800	40.0%	②		
近江屋仁右衛門	瓦町一丁目	②	2,000	60	3.0%	②		

「断」とあり(②)

「二重」とあり(②)

近江屋長右衛門	北浜一丁目	②	2,000	300	15.0%	②	⑥によれば店所在地は「天満小嶋町」 「二重」とあり(②)
近江屋八郎右衛門	瓦町一丁目	②	2,000	230	11.5%	②	
加嶋屋幸七	舟町	②	2,000	170	8.5%	②	
刀屋大兵衛	南本町一丁目	②	2,000	600	30.0%	②	
金屋弥太郎	安土町一丁目	②	2,000	1,000	50.0%	②	
蒲嶋屋次郎吉	茂左衛門町	②	2,000	1,000	50.0%	②	
河内屋九兵衛	菅原町	②	2,000	850	42.5%	②	
*河内屋大三郎	津村	①	2,000	850	42.5%	①	
*河内屋大三郎	津村集ノ町	②	2,000	850	42.5%	②	
河内屋もと	南瓦屋町	②	2,000	1,000	50.0%	②	
鴻池屋武助	榎木町	②	2,000	400	20.0%	②	
小西勘左衛門	内淡路町	②	2,000	450	22.5%	②	
小西新六	安波町北一丁目(マ マ)	②	2,000	1,000	50.0%	②	
米屋喜助	嶋町一丁目	②	2,000	1,000	50.0%	②	
米屋吉右衛門	内平野町	②	2,000	1,000	50.0%	②	
米屋喜兵衛	堂島三丁目	②	2,000	1,000	50.0%	②	
米屋十郎兵衛	内淡路町	②	2,000	1,000	50.0%	②	
堺屋佐兵衛	今橋	①	2,000	70	3.5%	①	
堺屋善兵衛	堂島船大江町	②	2,000	800	40.0%	②	
雑駁屋藤右衛門	字和島町	②	2,000	800	40.0%	②	
信濃屋勘四郎	唐物町二丁目	②	2,000	1,000	50.0%	②	
信濃屋勘兵衛	京橋二丁目	②	2,000	1,000	50.0%	②	
*嶋屋市五郎	玉水町	①	2,000	1,000	50.0%	①	
*嶋屋市五郎	玉水町	②	2,000	1,000	50.0%	②	
銭屋佐兵衛	石灰町	②	2,000	1,000	50.0%	②	
銭屋弥助	塩町二丁目	②	2,000	1,000	50.0%	②	
高池屋直次郎	過書町	①	2,000	500	25.0%	①	
大川屋庄兵衛	瓦町一丁目	②	2,000	0	0.0%	②	

店名前	文化3年時店所在地		文化3年大坂市中買米					備考
	町名	典拠	指定高 (石)	請高(石)	請負率	典拠	褒美	
辰巳屋巾取右衛門	瓦町一丁目	②	2,000	200	10.0%	②		
辰巳屋省兵衛	中之嶋	①	2,000	800	40.0%	①		
田辺屋仁兵衛	油町二丁目	②	2,000	1,000	50.0%	②		
玉屋五兵衛	淡路町	②	2,000	1,000	50.0%	②		
天満屋巾兵衛	新穀	②	2,000	800	40.0%	②		
長崎屋与兵衛	内平野町	②	2,000	1,000	50.0%	②		
長浜屋伊兵衛	内平野町二丁目	②	2,000	1,000	50.0%	②		
長浜屋平兵衛	船越町	②	2,000	1,000	50.0%	②		
奈良屋惣左衛門	船丁二丁目	②	2,000	100	5.0%	②		
布屋平兵衛	船丁二丁目	②	2,000	800	40.0%	②		
野田屋長兵衛	安波町南一丁目(→ →)	②	2,000	200	10.0%	②		
肥前屋八郎兵衛	大河町	②	2,000	1,000	50.0%	②		
日野屋三十郎	淡路町一丁目	②	2,000	1,000	50.0%	②		
日野屋七郎兵衛	内平野町	②	2,000	1,000	50.0%	②		
日野屋清三郎	平野町一丁目	②	2,000	850	42.5%	②		
日野屋宗七	内平野町	②	2,000	800	40.0%	②		
日野屋長右衛門	平野町一丁目	②	2,000	1,000	50.0%	②		
平野屋庄助	長堀札之辻	②	2,000	820	41.0%	②		
藤田屋源七	富嶋二丁目	②	2,000	300	15.0%	②		
伏見屋八兵衛	堂島三丁目	②	2,000	1,000	50.0%	②		
升屋長藏	呉服町	②	2,000	1,000	50.0%	②		
万屋小兵衛	玉造	②	2,000	1,000	50.0%	②		
明石屋庄右衛門	江戸堀玉沢町	②	1,000	100	10.0%	②	銀2枚	
河内屋勘四郎	今橋	①	1,000	1,000	100.0%	①		③
小西長左衛門	平野町一丁目	②	1,000	100	10.0%	②		

播磨屋九郎兵衛	榎木町	②	1,000	0	70.0%	②		「近江屋権兵衛」(①)、「近江屋権蔵」(③) が同一経営か判定できず
奈良屋忠兵衛	南久太郎町二丁目	②	1,000	700	70.0%	②	銀1枚	
近江屋半兵衛	南本町一丁目	②	1,000	500	50.0%	②		
小西角兵衛	淡路町	②	1,000	100	10.0%	②		
布屋嘉兵衛	本町二丁目	②	1,000	50	5.0%	②		
綿屋伊兵衛	天満九丁目	②	1,000	400	40.0%	②		
近江屋権兵衛(権蔵)	立売船四丁目	②	1,000	700	70.0%	②	銀1枚	
加嶋屋藤七	大河(マヅ)町	②	1,000	700	70.0%	②	銀1枚	
小西徳十郎	淡路町	②	1,000	700	70.0%	②	銀1枚	
米屋助右衛門	尼崎町二丁目	②	1,000	700	70.0%	②	銀1枚	
嶋屋九郎兵衛	釣釜町(マヅ)	②	1,000	700	70.0%	②	銀1枚	
布屋四郎兵衛	油町一丁目	②	1,000	700	70.0%	②	銀1枚	
大和屋五兵衛	二ツ井戸	②	1,000	700	70.0%	②	銀1枚	
和泉屋伊兵衛	古手町	②	1,000	1,000	100.0%	②	銀2枚	
板並屋作兵衛	南本橋町	②	1,000	1,000	100.0%	②	銀2枚	
河内屋平右衛門	錦町	②	1,000	1,000	100.0%	②	銀2枚	
米屋武右衛門	本町橋詰町	②	1,000	1,000	100.0%	②	銀2枚	
小山(屋)忠兵衛	南久太郎町二丁目	②	1,000	1,000	100.0%	②	銀2枚	
鳥飼屋猶蔵	道修町三丁目	②	1,000	1,000	100.0%	②	銀2枚	
平野屋市郎兵衛	谷町一丁目	②	1,000	1,000	100.0%	②	銀2枚	
吉野五運	高間町	①	1,000	1,000	100.0%	①	銀2枚	
油屋清兵衛	靱	②	1,000	500	50.0%	②		
尼屋四郎右衛門	北本橋町	②	1,000	150	15.0%	②		
淡路屋太郎助	天満	②	1,000	70	7.0%	②		
池田屋善八	内淡路町	②	1,000	420	42.0%	②		
石川屋四郎兵衛	北渡辺西町	②	1,000	500	50.0%	②		
泉屋市兵衛	立売堀西ノ町	②	1,000	400	40.0%	②		
泉屋嘉平次	南久宝寺町	②	1,000	500	50.0%	②		

「小山忠兵衛」(②)

店名前	文化3年時店所在地		文化3年大坂市中買米				備考	
	町名	典拠	指定高 (石)	請高(石)	請負率	典拠		褒美
泉屋新右衛門	淡路町	②	1,000	20	2.0%	②		
泉屋太郎兵衛	安土寺町(↔↔)二丁目	②	1,000	400	40.0%	②		
和泉屋武右衛門	西槻堀信濃町	②	1,000	500	50.0%	②		
泉屋利兵衛	本町三丁目	②	1,000	500	50.0%	②		
伊丹屋三郎兵衛	豊後町	①	1,000	250	25.0%	①		
今宮屋藤助	尼崎町新町	②	1,000	500	50.0%	②		
眞屋又兵衛	樋上町	②	1,000	500	50.0%	②		
近江屋平右衛門	天満魚屋町	②	1,000	500	50.0%	②		
近江屋次助	江戸堀三丁目	②	1,000	500	50.0%	②		
大津屋伊兵衛	平野町二丁目	②	1,000	200	20.0%	②		
大津屋権兵衛	新天満町	②	1,000	500	50.0%	②		
小川屋喜太郎	新天満町	②	1,000	500	50.0%	②		
鍵屋伊兵衛	瓦町一丁目	②	1,000	500	50.0%	②		
鍵屋九兵衛	追手紙屋町	②	1,000	520	52.0%	②		
鍵屋龍三郎	北木幡町	②	1,000	420	42.0%	②		
加嶋屋三右衛門	呉服町	②	1,000	500	50.0%	②		
柏屋治兵衛	尼崎町二丁目	②	1,000	100	10.0%	②		
紙屋喜兵衛	長堀清兵衛町	②	1,000	520	52.0%	②		
紙屋佐兵衛	本町三丁目	②	1,000	500	50.0%	②		
亀屋吉左衛門	立売堀西之町	②	1,000	400	40.0%	②		
河内屋次郎兵衛	常安町	②	1,000	170	17.0%	②		
河内屋与兵衛	安土寺町(↔↔)四丁目	②	1,000	50	5.0%	②		
河内屋六兵衛	木挽町	②	1,000	500	50.0%	②		
	浄国寺町	②	1,000	500	50.0%	②		
	北久宝寺町	②	1,000	500	50.0%	②		

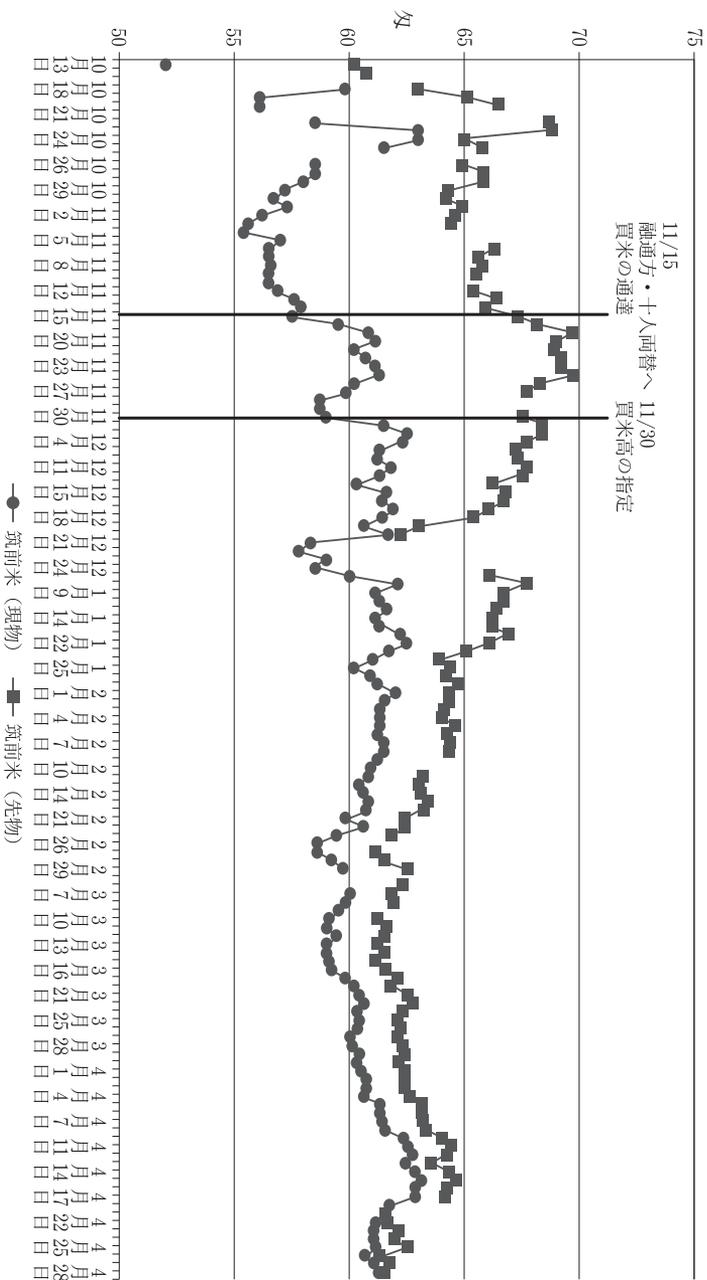
〔寛文〕 居住の場所を以て江戸府米石高の調査

神崎屋藤九郎	新穀	②	1,000	500	50.0%	②	「不如意御免」とあり(②)
久ら知屋次兵衛	榎	②	1,000	460	46.0%	②	
鴻池屋清兵衛	伏見町	②	1,000	0	0.0%	②	
古座屋夫兵衛	今橋二丁目	②	1,000	300	30.0%	②	
小西喜兵衛	新天端町	②	1,000	400	40.0%	②	
小西佐兵衛	内淡路町	②	1,000	420	42.0%	②	
米屋惣兵衛	淡路町一丁目	②	1,000	500	50.0%	②	
米屋弥兵衛	追手紙屋町	②	1,000	500	50.0%	②	
雜啖屋権兵衛	錦町	②	1,000	500	50.0%	②	
塩屋伊助	南堀江三丁高麗橋	②	1,000	410	41.0%	②	
塩屋弥三兵衛	南問屋町	②	1,000	0	0.0%	②	
助松屋新次郎	雑喉場	②	1,000	500	50.0%	②	
錢屋長右衛門	尼崎町二丁目	②	1,000	500	50.0%	②	
扇子屋利兵衛	堀町勘四郎町	②	1,000	500	50.0%	②	
大黒屋伊兵衛	北久太郎町一丁目	②	1,000	500	50.0%	②	
大黒屋喜兵衛	本町三丁目	②	1,000	500	50.0%	②	
大黒屋七郎兵衛	南久宝寺町四丁目	②	1,000	500	50.0%	②	
丹波屋平右衛門	谷町二丁目	②	1,000	50	5.0%	②	
茶屋六兵衛	内淡路町	②	1,000	410	41.0%	②	
天川屋多蔵	安土寺町(マ)二丁目	②	1,000	500	50.0%	②	
天王寺屋九郎右衛門	天満六丁目	②	1,000	410	41.0%	②	
天王寺屋清八	榎木町	②	1,000	30	3.0%	②	
天満屋五郎右衛門	北本幡町	②	1,000	100	10.0%	②	
天満屋甚九郎	榎木町	②	1,000	100	10.0%	②	
豊村新六	信濃町	②	1,000	500	50.0%	②	
長岡屋久兵衛	海部堀	②	1,000	500	50.0%	②	
	上中嶋町	②	1,000	80	8.0%	②	
	白髮町	②	1,000	500	50.0%	②	

店名前	文化3年時店所在地		文化3年大坂市中買米					備考
	町名	典拠	指定高 (石)	請高(石)	請負率	典拠	褒美	
奈良屋善兵衛	初瀬町	②	1,000	20	2.0%	②		
塗師屋齋兵衛	天満	②	1,000	100	10.0%	②		
布屋甚九郎	米子町(↔↔)	②	1,000	400	40.0%	②		⑥によれば白子嶋町
布屋万助	本町三丁目	②	1,000	500	50.0%	②		
蛇草屋八右衛門	江戸堀五丁目	②	1,000	三十五貫 目出銀	—	②		
八幡屋忠兵衛	唐物町三丁目	②	1,000	420	42.0%	②		
菱屋次右衛門	本町二丁目	②	1,000	20	2.0%	②		
菱屋清兵衛	本町三丁目	②	1,000	500	50.0%	②		
菱屋太兵衛	安土寺町(↔↔)二丁目	②	1,000	500	50.0%	②		
備前屋徳兵衛	京町堀一丁目	②	1,000	500	50.0%	②		
備前屋次兵衛	西横堀	②	1,000	500	50.0%	②		
肥前屋与右衛門	長堀高橋	②	1,000	0	0.0%	②		「御免」とあり(②)
日野屋善兵衛	平野町一丁目	②	1,000	500	50.0%	②		
日野屋善六	平野町一丁目	②	1,000	500	50.0%	②		
平野屋五郎兵衛	塩町堺筋	②	1,000	500	50.0%	②		
平野屋作兵衛	道修町	②	1,000	0	0.0%	②		「病故御除」とあり(②)
平野屋甚之助	南久宝寺町二丁目	②	1,000	500	50.0%	②		
平野屋善右衛門	小(↔↔)抜町	②	1,000	500	50.0%	②		
平野屋彦兵衛	道修町一丁目	②	1,000	400	40.0%	②		
福田屋多右衛門	種上町	②	1,000	500	50.0%	②		
伏見屋辰蔵	安治山北一丁目	②	1,000	500	50.0%	②		
伏見屋太兵衛	西横堀信濃町	②	1,000	500	50.0%	②		
伏見屋半七	板橋町	②	1,000	400	40.0%	②		
伏見屋孫兵衛	西横堀瀬戸物町	②	1,000	500	50.0%	②		

藤屋新右衛門	南渡辺	②	1,000	500	50.0%	②		
文字屋九郎兵衛	天満五丁目	②	1,000	100	10.0%	②		
松葉屋新助	長堀次郎兵衛町	②	1,000	500	50.0%	②		
八尾屋久兵衛	新穀	②	1,000	500	50.0%	②		
山城屋孫兵衛	京橋三丁目	②	1,000	550	55.0%	②		
大和屋庄藏	天満五丁目	②	1,000	410	41.0%	②		
大和屋藤右衛門	錦町	②	1,000	150	15.0%	②		
吉村屋金五郎	本町二丁目	②	1,000	500	50.0%	②		
万屋伊太郎	新穀	②	1,000	500	50.0%	②		
若林順藏	油町二丁目	②	1,000	20	2.0%	②		
綿屋作兵衛	上難波町	②	1,000	50	5.0%	②		
綿屋太兵衛	天満九丁目	②	1,000	400	40.0%	②		
綿屋長三郎	船屋町(→)	②	1,000	200	20.0%	②		
綿屋弥兵衛	天満十丁目	②	1,000	100	10.0%	②		
綿屋利兵衛	北本幡町	②	1,000	200	20.0%	②		
加嶋屋喜右衛門			—	上ヶ銀	—	③		上げ銀高は不詳(③)
炭屋喜右衛門・伴			—	上ヶ銀	—	③		上げ銀高は不詳(③)
炭屋喜右衛門			—	上ヶ銀	—	③		上げ銀高は不詳(③)
炭屋吉右衛門			—	上ヶ銀	—	③		上げ銀高は不詳(③)
炭屋弥吉			—	上ヶ銀	—	③		上げ銀高は不詳(③)
佃屋藤兵衛			—	上ヶ銀	—	③		上げ銀高は不詳(③)

出典) ①「大坂表御買米請高控」(三井文庫所蔵史料 本1248-1)、②「御買米請高控」(三井文庫所蔵史料 本1248-2)、③「大坂御買米被仰度書并請高御覽美御覽詞之控」(本庄月間合書)「三井文庫所蔵史料 続1513-1)、④「草間伊助筆記」(大阪市参事会編『大阪市史 第五』大阪市参事会、1911年)、⑤「浜方記録」(本庄米治郎他編『近世社会経済叢書』改訂社、1926年)、⑥中川すかね『大坂両替商の金儲と社会』(清文堂出版、2003年) 付表、をそれぞれ参照。
注) 1. 重複している場合には店名前に「*」を付した。2. 典拠史料によって店名前の表記が異なる場合、丸括弧内に示した。



第4図 文化3年冬・文化4年春における大坂米切手価格

出典) 「万相場日記」(国文学研究資料館所蔵「近江国蒲生郡鏡村玉尾家文書」443)。

注) 1. 「万相場日記」の史料の属性については、高槻泰郎『近世米市場の形成と展開—幕府司法と堂島米会所の発展—』(名古屋大学出版会、2012年) 140-145頁を参照のこと。2. 10月24日の先物価格について「万相場日記」は59匁としているが、前後から65匁の誤記と判断し、修正した。3. 12月19日の現物価格については「浜方記録」(本庄栄治郎他編『近世社会経済叢書』改造社、1926年) 265頁を参照した。

現物価格の方が上昇幅が大きかったことが見て取れる。これは大量の買い注文が現物市場においてなされるとの期待を反映したものと解釈できる。一二月以降、両価格はともに緩やかな下落傾向を辿っているが、現物価格は買米の発令前を上回る水準にて推移し、文化四年春相場の満期日（四月二八日）を迎えている。

この値動きを見る限り、買米令は先物価格には持続的な浮揚効果を發揮しなかったのに対し、現物価格については一定の浮揚効果を發揮したものと評価できる。ただし、幕府がどの程度の水準を望ましいと考えていたのかが分からない以上、値動きのみによって成功、不成功を論じることは早計である。ひとまず以下では、買米の請高を巡る、大坂町奉行所と、三井家も含む市中町人の駆け引きを観察していきたい。

一月三〇日に、買持高を指定されて以後、大坂本店と大坂両替店は、日延べ願いによって返答を先延ばしにしていたが、大坂両替店は「石高書出し不申内、御免之願差上候而者如何」と京両替店に提案しており、数量を提示するのは先延ばしにして、状況を見極めようとする戦略であったことが窺える。事実、この間三井家では情報収集を進めており、大坂本店の嘉右衛門は、日延べを繰り返す家が続出している中で、升平は指定高一万石に対して満額の一万石を請ける旨を指定期日の一二月二日に返答したと聞きつけている。⁽¹³⁾

さらに、升平は請高一万石の内、文化三年冬中に二、〇〇〇石、翌二月までに一、〇〇〇石、翌四月までに二、〇〇〇石を、相場が一石六五匁を下回る限りにおいて買持ちし、翌五・六月までに残る五、〇〇〇石を相場が一石六〇匁を下回る限りにおいて買持ちすると申告し、役所より褒詞を賜ったことを嘉右衛門は京本店へ伝えている。堂島米会所では五月から始まる夏相場の前に、標準取引銘柄の入れ替えを行うため、⁽¹⁴⁾それが相場を押し下げたことを踏まえた、実に周到的な買持ち仕法である。

史料二でも確認した通り、升平の対応は大坂市中で話題になっていたと思われる、大坂本店は「右体速ニ御請申上候故、

外々一同難波ニ相成候也、不評判ニ有之候⁽¹⁵⁾と京本店に伝え、京両替店も、升平の突出を踏まえるならば「八郎右衛門様御名前之所、世間体聞得茂可有之候間、迪茂皆無之御断者相立申間鋪⁽¹⁶⁾」と大坂両替店に伝えている。銘々の請高は封書にして惣年寄に提出されるはずであるが、その高が市中に洩れ伝わることが前提とされている。升平の場合、大坂町奉行所にとって好ましい回答であったために、惣年寄を通じて周知された可能性もあるが、自家の返答が市中に知れ渡ることを前提に、請高を申告しなければならぬ構造にあったと言える。

さらに大坂両替店は、升平に関して以下のような報告を京両替店に行っている。

史料三⁽¹⁷⁾

一、右升平儀者、元来浜方米穀筋クロトニ付、此度之御趣意、難有御儀之段申居候由、諸家様之内、蔵元も相勤、近年仙台米茂組合ニ而引請居候方ニ御座候、米相庭引立候へ者、勝手筋茂可有之哉、今度早速御請負も勘弁有之仕法之段、風説いたし候、

升平が仙台藩蔵元として同藩の財政立て直しに寄与したことは、海保青陵「稽古談」に詳しく、そこで辣腕を振ったのが番頭の升屋小右衛門（山片蟠桃）であったことはよく知られている⁽¹⁸⁾。升平にとって、買米を通じた米価の引き上げは家業と矛盾せず、むしろ積極的に取り組む誘因を強く持っていたと大坂両替店では見ていた。この点に関連して、以下に示す草間伊助の指摘も興味深い。

史料四⁽¹⁹⁾

此度之買米を悦、すずんて石数受候者も又有之、是者兼而内々米相庭に抱り居、先達而〔文化三年一〇月一四日〕江戸表市中買米被仰付候事故、決而大坂も可被仰付存念、相庭下直之時、十月中頃広島五十匁前後、筑前五十五匁前後、肥後同断、其頃買メ置候事故、此頃に到て、早六・七匁も利得相見へ申候事故、尚其上をすずんて買入候得ば、此度之御趣意にも叶ひ、御褒メニ逢、相庭ハ自然と段々上り、弥利徳相増、勝手宜故、是者減石之願なく、被仰渡高すみやかに受被申候、人々誹謗すれともぬかりなき仕形也、

大坂に先行して発令された江戸買米を材料に、大坂で先回りして米切手の買持ちを進めていた者は、積極的に買米に応じたとしている。⁽²⁰⁾確かに江戸で買米が発令された直後の大坂米切手価格は概ね六〇匁を下回っており（第4図）、大坂買米の前後で「六・七匁も利得」があったとする草間の指摘には信が置ける。従来、買米は大坂町人の不満を惹起し、円滑に進まなかったと理解されてきたが、家業と矛盾しない家、投機材料として積極的に取り組む家もあったことは見落とすべきではない。

(三) 三井家による手入れ

大坂本店に三万石の高指定がなされた翌日の十二月一日、大坂両替店は京両替店に以下の提案を行っている。

史料⁽²¹⁾ 五

右一件〔買米について〕江戸表ニ而御願込被遊候様ニ者相成間鋪哉、先書ニ茂得御意候通、先年御用金其外右体之御用筋者相通レ候事ニ御座候処、此度同様被仰付候而者、此末とも如何体之御用可被仰付哉ニ候得者、御免之儀、奉折候義ニ御座候、何

卒右於江戸願込候義、御相談之上、御伺宜御取斗被成候様致度候、尚亦於爰許茂内意承台、追々様子可得御意候

これまで御用金など、御為替御用以外の御用請負は逃れてきたとした上で、江戸にて「願込」ができないものか、提案している。ここで「内意」を承る相手として想定されているのは以下に示す内本一九郎であると考えられ、史料五の書状を差し出した翌日の二月二日、以下の書状を送っている。

史料六⁽²⁾

〔役所への日延べ願いについて〕内本氏江、与三兵衛〔石井、大坂両替店、支配〕罷越、内意申込置申候、且、此度之御用御取扱方之儀、及密談候処、御同人被仰聞候者、今度之御用、江戸表より被仰下候事ニ候得者、当地ニ而者迎も取斗出来不申、急便を以、江戸表江御通達、御勘定所江被願上候而、当地江御通達被下候様、御願可然候段被申聞候

内容に入る前に、ここで名前の挙がっている内本について確認する。三井家の記録には姓のみが記されているが、文化三年の年頭に刊行されたと考えられる「浪華御役録」に、大坂西町奉行佐久間信近の家老として「内本一九郎」の名が見え、文化四年版では「内本一九郎」と表記されていることから、三井家が内意を伺った相手はこの人物と判断される⁽²³⁾。以下に述べる通り、内本は三井家の求めに応じて、買米を巡る諸々の情報提供、さらには諸願書の草案作成、添削まで行っている。佐久間の転役に伴って、その名も「浪華御役録」に見えなくなることから、大坂地付の者ではない可能性が高いが、文化三年の時点では、買米を遂行する大坂町奉行所内部の情報を知り得る立場にあったのである。内本は、今回の買米一件については、大坂ではなく、江戸の勘定所に対して陳情を行うべきであるとする史料六に引

用した部分に続いて、大坂両替店の与三兵衛に願書の草案を示している。それによれば、三井八郎右衛門、三井元之助共に、文化三年三月の江戸大火によって家屋敷が類焼被害を受けたことを主たる理由に、普請が完遂するまで猶予を願う書付を、江戸の勘定所に送るべきとしている。

さらに内本は、「右之願、備前守様（老中、牧野忠精）御用人衆江御頼、勘印江御申込候共、夫者思召次第」と与三兵衛に伝えている。内本は、勘定所へ直接願い込む方法に加え、勝手掛老中の牧野忠精の御用人経由で勘定所に願い込む手段も提案しているのである。実際に三井家が江戸表で手入れを行ったか否かは不明だが、「一卷留」一二月六日条によれば、八郎右衛門、元之助の連名で江戸表で願い込みを行う予定であると、京都から大坂へ伝えられている。⁽²⁴⁾

融通方の筆頭格であった鴻池屋善右衛門（以下、鴻善）や加嶋屋久右衛門（以下、加久）の場合、勘定所や幕閣を通じて手入れを行った形跡はなく、大坂町奉行所の窓口となる惣年寄や掛り与力へ手入れを行うのみである。⁽²⁵⁾ 鴻善や加久が、融通方や融通御貸付組合として幕府の経済政策と深く関わっていたとしても、直接交渉する相手は惣年寄、大坂町奉行所与力にとどまり、勘定所支配の下で、御為替御用をはじめとする各種御用を請け負っていた三井家とはやはり異なる属性の家であったと言える。

- (1) 「浜方記録」二五一頁。
- (2) 大坂町人の申告高が大坂町奉行所を満足させるものでなかったことは「草間伊助筆記」にも記載があり、一家当たり一〇〇石という少額にとどまったとある（八五四頁）。
- (3) 「通達之写」文化三年一月二八日条（大坂両替店↓京両替店）。
- (4) 「一卷留」文化三年一月三〇日条。

- (5) 「草間伊助筆記」には「始而町人共石数承り、大キニ驚」いたとある(八五四頁)。
- (6) 宝暦一年(一七六一)の御用金(買米)、および天明五年(一七八五)の御用金では発令当初から指定高を割り当てている(前掲賀川著「二〇〇二」一五頁、八九頁)。
- (7) 「浜方記録」二五一―二六二頁。「草間伊助筆記」には三井元之助の名前は記されているが、石高は記されていない(八七四頁)。「一卷留」、「通達之写」にも高指定を受けたとする記載がないため、大坂両替店は具体的な高指定を受けなかったと理解する。
- (8) 「大坂表御買米請高控」(三井文庫所蔵史料 本一二四八一―、作成・原所蔵…大坂両替店)、「御買米請高扣」(三井文庫所蔵史料 本一二四八一―、作成・原所蔵…大坂両替店)の二冊に示された指定高の合計値は一二五万七、〇〇〇石とあるが、これには重複する家も含まれる。なお、筆者が上記二冊に示されている個々の数値を足し合わせ、重複分を控除して求めた値は一二五万四、五〇〇石と、二、五〇〇石の誤差が生じた。
- (9) 前掲賀川著「二〇〇二」一六頁。
- (10) この点は、大坂両替店の業務日誌である「日記録」(三井文庫所蔵史料 本五八、作成・原所蔵…大坂両替店) 文化三年一月一日条に「御買米被仰付候付、此頃追々相庭引上候事」とあることから裏つけられる。
- (11) 「一卷留」文化三年一月三〇日・二月二日条、「通達之写」文化三年二月一日条。
- (12) 「通達之写」文化三年一月二八日条(大坂両替店↓京両替店)。
- (13) 「一卷留」文化三年二月一日条。
- (14) 前掲拙著九九―一〇八頁。
- (15) 「一卷留」文化三年二月一日条。
- (16) 「通達之写」文化三年二月三日条(京両替店↓大坂両替店)。
- (17) 「通達之写」文化三年二月三日条(大坂両替店↓京両替店)。
- (18) 塚谷晃弘・蔵並省自校注『日本思想史大系 44 本多利明 海保青陵』(岩波書店、一九七〇年)「卷之二」二四三―二六

八頁。

- (19) 「草間伊助筆記」八六二頁。
- (20) 大坂買米に先んじて米切手を買集めた面々は、既に買集めた分を買米高に含めようとした所、それは許されなかつたとある（「草間伊助筆記」八五六―八五七頁）。この面々には升平の名前も見出せる。
- (21) 「通達之写」文化三年二月一日条（大坂両替店↓京両替店）。
- (22) 「通達之写」文化三年二月二日条（大坂両替店↓京両替店）。
- (23) 「浪華御役録」（大阪歴史博物館所蔵、複製本）。同史料についての概略は、藪田貫『武士の町』大坂（『関西大学文学論集』第四八卷第二号、一九九八年、一一二―七頁）、同『武士の町 大坂』（中央公論新社、二〇一〇年）五三―七六頁を参照のこと。なお、佐久間の大坂西町奉行としての在職期間は、享和元年（一八〇一）四月七日から文化五年（一八〇八）八月二四日までであるが、享和二年正月刊行の「浪華御役録」に、内本の名は見えず、最初に登場するのは文化三年版である。
- (24) 「二巻留」文化三年二月六日条（発信者・受信者は不明だが、京都から大坂に向けてなされた連絡であることは判明する）。なお、天明五年（一七八五）の御用金において、三井家は紀州藩を通じた手入を画策したが、かえって幕閣の態度を硬化させたという経緯がある（前掲賀川著『二〇〇二』九一―九四頁）。文化三年の大坂買米でも紀州藩に手入れを行った可能性を示す記述が見出せるが（「一巻留」文化四年二月八日条）、その内容は不明である。
- (25) 前掲拙著一六六―一七四頁、二四八―二五七頁、二二六―二二二頁。

三 文化三年買米の顛末と評価

(一) 江戸での御用金賦課

一月三〇日に買米高を指定されて以降、三井家では大坂本店、両替店ともに日延願いを繰り返して、状況を見極めながら、三井家総体として各種の手入れを進めていた。二月六日に内本が大坂本店に示唆している通り、「御引延し被成候ハ、其内二者一件事済も可致^①」との判断が背後にあったと言えよう。しかし、二月八日に江戸から京都に発せられた書状によって状況が変化する。

それによれば、去る二月四日、江戸の樽屋与左衛門役所において三井八郎右衛門、次郎右衛門（江戸両替店）に御用金上納が申し渡され、二月八日までに員数を申し出るべき旨が通達されたとあり、既に白木屋と大丸はお請けしており、是非ともお請けしなければ済まされない状況にあることが記されていた。

江戸で請書を提出した正確な日付は不詳だが、文化四年上期の「大元方勘定目録」、「貸シ方」の項に江戸御用金として七、〇〇〇両が計上されており、文化三年一月二四日と翌四年一月二四日の二度に分けて樽屋与左衛門に納金したことが記されていることから、^②請書の提出は文化三年一月二四日以前ということになる。

江戸での御用金の請高は無論のこと、^③請けたか否かすら把握していない状況にあった二月二日、京都から三井八郎右衛門（高祐、北家六代）が下坂し、「御両殿衆中御窺御出勤」し、その際に内本、および大坂町奉行所地方役与力の瀬田藤四郎と面会している。江戸での御用金を受け、大坂買米での対応について相談を行ったものと思われる。

(一) 請高の申告

内本らとの相談の結果、三井家としては八郎右衛門、元之助兩名の名義にて銀一〇〇貫目まで買米を請け負う旨を願ひ出ることに決し、二月一八日、以下の願書を提出する。日延べ願いを繰り返し、明確に数量を申告してこなかった三井家が、初めて提出した書付であり、三井家の論理が明確に示されているため、長文を厭わず、全文を掲示する。

史料七⁽⁴⁾

乍恐書付を以奉申上候

去月晦日、被為召出、近來米価下直ニ付、世上不融通御座候故、格別之思召を以買持米被為仰付候、御趣意之程乍恐難有仕合奉存候ニ付、速ニ御請申上度奉存候得共、折悪敷当春江戸表火災ニ付、出店数ヶ所・抱屋敷數十ヶ所不残類焼仕、差当り抱屋敷之儀者、百数十年來御為替御用奉相勤、右抱屋敷御引当ニ奉差上置候処、右体類焼仕候ニ付、御引当ニ差上置候地面・建家無御座候而者、是又奉恐入候付、何卒普請仕度心掛罷在候得共、大造之儀故行届兼、猶工面仕罷在候、并ニ伊豆国嶋方御用御手当、是亦差向不申候而者御差支ニ相成、甚以当惑至極仕罷在候、左茂無御座候ハ、早速御請可仕心底ニ御座候得共、右之仕合故、如何可仕候哉と途方ニ暮罷在候処、於江戸ニ当月四日、私・次郎右衛門、兩人江上ケ金被為仰付、是以御断可奉申上候哉、如何可仕哉と今以相決兼罷在候、且、同苗元之助江茂、此度之御用被為仰付候処、同人茂在府仕候付、急便を以申遣候処、右上ケ金被為仰付折柄、旁当惑仕候趣申越候、御当地・江戸共に出店之儀ニ御座候得者、安堵ニ渡世仕候御国恩之儀者平生不奉忘、此度之御用茂誠以外聞旁難有仕合奉存候、其上高直ニ相成候迄之御趣意ニ御座候得者、別而行届候様仕度、種々心配仕候得共、折悪敷江戸表之火災ニ付、実々当惑仕罷在候、勿論、御勘定所江茂先年御届申上置候通、銘々名前者違候得共、身上向者一致ニ御座候付、私・元之助兩人ニ而銀百貫目迄之米買持可仕候間、此段御聞濟被下置候様奉願上候、前件奉申上候通、火災ニ逢不申候得者、早速御請可申上之処、折悪敷誠に当惑仕罷在候得共、御国恩之程奉存候得者、御断奉申上候茂恐入候、并御為替御用・神宝御用・嶋方御用、幾久奉相勤度奉存候ニ付、猶亦此上銀子繰合次第、其段可奉申上候間、夫迄之儀者、

前件之通銀百貫目迄之米買持候様可仕候間、此段乍恐幾重ニ茂御賢察被成下、御聞濟被下置候様奉願上候、以上、
文化三年寅十二月十七日

高麗橋一丁目 三井八郎右衛門 印

御奉行様

幕府御用を並べ立てて他御用の免除を願う手法は、天明五年（一七八五）の大坂御用金でも試みられたものであるが、ここでは文化三年三月の江戸大火、同年一二月の江戸御用金も材料に加えて、負担が銀一〇〇貫に限定されるようお願いしている。ここで提示されている銀一〇〇貫を、一二月一七日の相場、一石^⑧六匁九分を基に米換算すると約一、六一五石に過ぎず、三井八郎右衛門単体での指定高三万石には遠く及ばない。三井家の身代からして、過小と言われても仕方のない少額を申請した理由をいかに考えるべきであろうか。

宝暦十一年（一七六一）の御用金に際しては、指定高五万両を満額で即納した三井家であったが、この時は「穴蔵金」と呼ばれる京両替店、京本店、江戸本店、大坂本店に蓄蔵された資金が活用されている^⑨。しかし、この「穴蔵金」は徐々に営業資金として取り崩され、安永初年には枯渇していたことが明らかにされている^⑩。江戸大火、江戸御用金も相まって、手元資金の枯渇が深刻な問題となっていたために、請高を少しでも減らすべく努力していたと理解したい。

右の書付を提出後、地方役所より早速呼び出しがかかり、大坂本店の嘉右衛門が代参した所、掛り与力の大西駒蔵、安東丈之助より、銀高では趣意にそぐわないこと、元之助の分も合算したにしては、あまりにも少額に過ぎるとの指摘を受ける^⑪。しかし、買米を八郎右衛門名義で一本化すること自体は咎められていない。

この指摘を受け、史料七とほぼ同文ながら、銀一〇〇貫を米二、〇〇〇石に改訂した書付を二月二三日に提出して

いる。⁽¹²⁾翌二四日、再び嘉右衛門が呼び出され、掛り与力の安東、萩野勘左衛門より、江戸表の難渋を種々申し立てているが、「当地ハ当地ニ店々有之候御国恩を存し、出情可致」と叱咤される。⁽¹³⁾

三井家のみならず、大坂市中全体でも、指定高の二割程度しか請けられないと返答する者が続出し、翌文化四年（一八〇七）一月一七日まで返答期限が延引されることになる。⁽¹⁴⁾また、「浜方記録」文化三年一二月頃の記事には「融通方・十人両替之衆中はいかか被申上しや、御請之有無も一向相不聞候、能々慎しもの也」とある。⁽¹⁵⁾彼らの請高ほどの程度かという情報は、他の町人にとって重要な情報となるはずであるが、それらは一切表には出ていなかったことが分かる。三井家でも一二月三日の段階で、融通方、十人両替への指定高は把握していたが、⁽¹⁶⁾請け高については把握できていない。⁽¹⁷⁾文化四年一月一七日、三井家は、前年に提出した書付とほぼ同一ながら「銀子繰合次第」増高を約束する文言を付け足した三井八郎右衛門名義の書付を提出している。⁽¹⁸⁾この後、大坂本店では一月二四日、二月九日と立て続けに願書を提出しているが、いずれも文言はほぼ同一で、八郎右衛門名義で二、〇〇〇石、という負担高を固持している。⁽¹⁹⁾

二月一日大坂着、京都発の書状では、増石が不可避であれば三、〇〇〇石まで積み増す用意があるが、事前に内本、瀬田、安東の三氏の存念を承っておくようにと指示がなされている。⁽²⁰⁾二月二日、与三兵衛（石井、大坂両替店、支配）が内意を伺った所、内本と瀬田よりは二、〇〇〇石のままで良いのではないかと、安東には面会でできなかったものの、取次を通じて増石をしなければ済まないだろう、との言をそれぞれ得ている。⁽²¹⁾同じ大坂町奉行所与力であっても、買米一件の掛り与力である安東と、直接の担当ではない地方役の瀬田とで見解が異なっていることは興味深い。おそらく三井家は、相談相手の属性を踏まえた上で、バランスよく意見を聞くために内本、瀬田、安東の三氏それぞれに接触したのである。なお、この時点で買米から除外されることがほぼ確定していた大坂両替店の与三兵衛が、三氏に内意伺いを行っている理由は必ずしも明確ではないが、買米一件以前から三氏と密に連携していたのが大坂両替店であった可能性

もある。

そして二月二三日、今回の買米一件で最後となる書付を提出している。⁽²²⁾二月九日までに提出された書付と比較して、①江戸大火での類焼件数が具体的に書き上げられている点、②その打撃により京、大坂の収益のみで再建に当たっていると述べている点、③一、〇〇〇石を追加して三、〇〇〇石を請けている点、④二、〇〇〇石は下知次第、直ちに買い持ちし、残る一、〇〇〇石は三月下旬に買持ちすると述べている点が、異なっている。

右の書付について、大坂町奉行所から明確な回答が得られない中で、二月二六日には、瀬田を通じて、惣年寄が町年寄を呼び出し、未だ請高を確定させていない者について身元調査を行うこともあり得るとの情報⁽²³⁾が三井家にもたらされる。これを受け、直ちに大坂本店、元方掛名代の村井新十郎が、高麗橋一丁目町年寄の河内屋三右衛門のところへ出向き、惣年寄から問い合わせを受けた場合には、昨春の江戸類焼を理由にお断りしている旨を、ほどよく返答して欲しいと伝えている。⁽²⁴⁾実際、河内屋は二月二五日付で、二七日に出頭するよう惣年寄から呼び出しを受けており、二七日に「頼入候趣を以、程良及返答ニ」と回答している。⁽²⁵⁾

この惣年寄による身元調査一件は、三井が独自の情報網で対処しているとはいえ、看過できない事象である。文化三年買米に限らず、御用に積極的に応じない家に対しては、身元調査を行うとする警告を大坂町奉行所が発することは決して珍しくないが、町年寄のレベルにおいてこうした配慮が働くとするれば、その実効性は乏しかったと言わざるを得ない。

そして三月二七日に、八郎右衛門名義で米三、〇〇〇石を買持ちするという願いが聞き済みとなり、三井家は同日中に請書を提出している。⁽²⁶⁾これにて請高を巡る駆け引きは終結したことになる。

（三）買米の終結と同時代人の評価

文化四年上期の「大元方勘定目録」、「貸シ方」の項には、「卯〔文化四年〕五月」として銀六〇貫二六〇匁が計上され、「本店へ渡ス、大坂買持米之内、広島米仙〔千〕石買付代、但切手ニ而百枚也」と添えられている。²⁷⁾同様の記載は文化四年下期の「大元方勘定目録」にも確認できるが、文化五年上期には現れなくなっている。これは文化四年六月に近畿を中心に水害が発生し、米価が上昇に転じたことを受け、一〇月には買持ち分の三〇%を、翌文化五年四月には買持ち分の全てを売り払う許可が出たことを反映している。²⁸⁾残念ながら「一卷留」には買持ちの具体的な過程が記されていないが、三井家では結局のところ、請高三、〇〇〇石の全てを買持ちしたわけではなく、一、〇〇〇石のみ買持ちしていたのである。したがって三井家に限らず、第1表に示される請高を直ちに買持ち実施高と解釈すべきではないことが分かる。

「草間伊助筆記」によれば、米切手の買持ちを行う場合は、どの銘柄の米切手を、どの米仲買から、いくらで、何枚購入したのかを書付に認め、購入した切手を添えて役所の検分を受けた上で、封を施された後に返却される決まりであった。³⁰⁾したがって、役所では実際に誰がいくら買持ちしているのかを把握していたことになる。それにもかかわらず、三井家のように請高の通りに買持ちを行わない家があったということは、買持ちを実施する時期は、各家の裁量に委ねられていたことを示唆している。先に紹介した升平の仕法を併せ考えても、一度に請高の全てを買持ちすることは必ずしも求められていなかったと言えよう。

この点を念頭に、請高の総額を見ていきたい（第1表）。買米高を指定された家は総勢三一七軒（融通方一二軒、十人両替七軒を含む）、そして買米高の指定はなされなかったものの、上げ銀で応じた家が六軒であるが、指定高の総額は一二五万七、〇〇〇石、請高は五七万六、〇六〇石に及んだ。³¹⁾請高を一石〓六〇匁〓一両で換算すると、銀三万四、

五六三貫六〇〇匁、金五七万六、〇六〇兩に及び、宝暦一年御用金の請高、約五六万兩と、ほぼ同額であったことが分かる。³²⁾ただし、宝暦の御用金では、現金の上納が義務づけられていたのに対し、文化三年の買米では請高と同額が実際に買持ちされたわけではなかったと考えられるため、同列に論じることができない。³³⁾

請負率に着目すると、十人兩替の請負率が低調であるのとは対称的に、融通方は総じて高い請負率を示している。融通方の請高だけで、三一七軒全体の三〇%を占めていることは、融通方一二軒の大坂における位置を知る上でも押さえておくべきことである。

指定高に対して五〇%以上を請け負うことを約束した者に対しては、大坂町奉行所より褒美銀が渡されていた。また、内訳は不詳ながら、「褒置^{ほめおき}」という形で褒詞のみを賜った者が合計一四五名に上ったとされており、この数は四〇%以上五〇%以下の請負率を示した家の数とほぼ一致する。推測に過ぎないが、買米の指定を受けた商人の内、約半数が四〇%以上の請負を約束し、何らかの形でお褒めを受けていたと考えられる。

このことは、幕府が指定高の四〇%程度を達成できればよいと考えていたこと、言い換えれば請高が指定高の四〇%程度に落ち着くことを見越して、指定高を設定したことを示唆している。このように解釈しない限り、指定高の半分程度、ないしは半分にも満たない高を申告した者が、役所よりお褒めに授かるという事態を理解できない。

こうした幕府の姿勢は、堂島の米仲買である播仁には手ぬるいと映っていたようである。播仁は、買持高の減額願いが相次ぎ、幕府がそれを受けて回答期限を延期する、あるいは請高が確定しても直ちに全てを買い上げるよう強制するわけではないなど、³⁴⁾「甚ゆるく」対応したことが、結果的に「御趣意通にも不相成」、米価が上昇しなかった要因であると述べている。³⁵⁾

幕府の狙いが指定高全額を直ちに買持ちさせることなく、指定高の四〇%程度の買持ちをひとまず約束させること

にあったとすれば、減額願いを受け入れたこと、実際の買持ちを強制しなかったことは整合的に理解できるが、請けるだけ請けておいて、実際には買持ちを行わない、もしくはできる限り先延ばしするという戦略を可能にしたこともまた事実である。播仁はこれを手ぬるいと感じたのである。米仲買として、自らの買持ちしている米切手の価格が上昇することは望ましく、それには市中が一致して買持ちに励むべきであると考えていたのかもしれない。一方、草間伊助は、金融商人としての立場から、請けるだけでも損失が発生すると指摘している。

史料⁽³⁶⁾
八

買米大数市中之者江被仰渡、畢竟米相庭引立之ためと存候へ共、御受申上候うへハ、其石数之代銀ハ先御用銀にて、何時不知買上被仰付候も難斗故、皆々手元ニ積ミ重ね、嚴重に備へ置候事故、世間江融通仕、利徳付キ申儀無之、尚又卯年〔文化四年〕も豊作打続、相庭直段も上り不申時ハ、弥買米被仰付高買入不申候ハでハ相濟不申、左候ハ、益々銀廻り不操合ニ相成り、又辰年〔文化五年〕も御免無之姿ニ相成、已後豊作ならバ、幾年とも無限やうニ被存、金借シヲ業に致候者ハ年分之利徳これなく、妻子のはごくも無覚束、依之尚々諸屋鋪江之出銀も自ラ相断〔後略〕

買米をお請けした以上は、いつ買持ちを命じられてもよいように、代銀を手元に用意しておかねばならず、利子を生まない遊休資本になってしまうと指摘し、そのしわ寄せは、つまるところ「諸屋鋪」、すなわち諸大名に行く主張している。買米を請けることがもたらす機会損失を、草間は論じているのである。

草間の主張を念頭に、改めて幕府の対応を考えると、確かに幕府は米切手の買持ちを強制しなかったが、少なくとも文化四年一〇月に買持ち分の三〇%を売り払う許可を出すまでは、市場に対して圧力をかけていたと解釈することも

きる。実際の値動きを見てみると、文化三年二月下旬に米価はいったん下落したものの、その後は持ち直し、特に現物価格については、買米発令以前より高い水準にて推移したことが分かる(第4図)⁽³⁷⁾。

播仁の言う「御趣意通にも不相成」とは、幕府の期待する米価水準を高めに設定すれば当てはまるが、そもそも幕府が六〇匁強の水準を狙っていたとすれば、「御趣意通」であったと解釈することもできる。幕府側の認識を示す史料を見出せていない以上、断定はできないが、買持ちを強制することなく解除に至っている以上、後者の説明力の方が大きいのではないかと推察する。

(1) 「通達之写」文化三年二月七日条(大坂両替店↓京両替店)。

(2) 「大元方勘定目録」(三井文庫所蔵史料 続三〇三八―一)。

(3) 「通達之写」文化三年二月二三日条(大坂両替店↓京両替店)。瀬田藤四郎については前掲「浪華御役録」による。

(4) 「願書(買持米ノ件)」(三井文庫所蔵史料 続三九一―一六、作成・原所蔵・大坂両替店)。欠字・平出は省略した。なお、当該史料は、二月一七日付(提出は一八日)の書付の控えに訂正が施されたものであるが、見せ消ちとなっている部分から一七日付の書付を復元できるため、これを利用した。なお、訂正後の書付は二月二三日に提出されている。

(5) 寛政八年(一七九六)に江戸鉄砲洲に設けられた伊豆七島島方会所に関する御用を指す。三井八郎右衛門は会所の運転資本を供給することを期待されて寛政九年より会所頭取に任命され、伊豆七島の産物の内、反物類を扱っていた(『三井事業史 本篇第一巻』四五―四五五頁)。

(6) 神宝(方)御用とは、明和二年(一七六五)、徳川家康の一五〇回忌御法会に際して、上野寛永寺、日光東照宮、ならびに府内の大寺が用いる装束、その他の備品の調達について入札が行われ、三井家が一手に落札したことに端を発する御用である(「神宝方御用由緒書控」三井文庫所蔵史料 本一四七七一―九、作成・原所蔵・江戸本店)。この後も大規模な法

会が行われる際には入札が行われているが、三井家が常に落札していたわけではない。詳細は右掲史料を参照のこと。

(7) 前掲賀川著「二〇〇二」九四頁。

(8) 「万相場日記」(国文学研究資料館所蔵「近江国蒲生郡鏡村玉尾家文書」四四三)文化三年二月一七日程、筑前米現物価格。

- (9) 前掲賀川著「二〇〇二」二二頁。
- (10) 前掲賀川著「二九八五」一五―一六頁。
- (11) 「一卷留」文化三年二月一八日程。
- (12) 前掲「願書(買持米ノ件)」。
- (13) 「一卷留」文化三年二月二四日程。
- (14) 「草間伊助筆記」八五四―八五五頁。
- (15) 「浜方記録」二六二頁。
- (16) 「通達之写」文化三年二月三日程(大坂両替店↓京両替店)。
- (17) 第1表で依拠した史料は事後的に作成されたものであり、請高を巡って三井家が駆け引きを行っている段階では、他家の正確な請け高は把握していなかったと考えられる。
- (18) 「一卷留」文化四年一月一七日程、「願書案(買持米ノ件)」(三井文庫所蔵史料 続三九一―二)。
- (19) 「一卷留」文化四年一月二四日程、同年二月九日程、「願書(買持米ノ件)」(三井文庫所蔵史料 続三九一―三)、「願書(買持米ノ件)」(三井文庫所蔵史料 続三九一―七)。
- (20) 「一卷留」文化四年二月一日条。
- (21) 「一卷留」文化四年二月二日程。
- (22) 「一卷留」文化四年二月三日程、「願書(買持米ノ件)」(三井文庫所蔵史料 続三九一―四)。
- (23) 「一卷留」文化四年二月二六日程。

(24) 同右。

(25) 「草間伊助筆記」は、町年寄は身元調査の報告書を一月二四日までに提出するよう惣年寄から指示されたとしており(八五五頁)、町によって調査が行われた日程が異なっていたと考えられる。

(26) 「一卷留」文化四年三月二七日条。「草間伊助筆記」は、文化四年二月に「市中困持米御受相済申候」としており、三井家の場合はそれに一ヶ月程遅れていたことになる。

(27) 「大元方勘定目録」(三井文庫所蔵史料 続三〇三八―一)。

(28) 「大元方勘定目録」(三井文庫所蔵史料 続三〇三九)。

(29) 「草間伊助筆記」八五八頁、前掲本庄著、二四〇頁。

(30) 「草間伊助筆記」八五七頁。

(31) 「草間伊助筆記」は請高合計を約五八万石としており、三井家と同じ情報を得ていたと考えられる(「草間伊助筆記」八六七頁)。三井家や草間が、本来公表されないはずの請高を把握した経緯は不明だが、内本、瀬田、安東などの筋から入手した情報である可能性が高い。

(32) 前掲賀川著「二〇〇二」二四頁。

(33) この点は、かつて筆者が文化三年の大坂買米に言及した際には考慮していなかった点である(前掲拙著一七六頁)。

(34) 月割での買持ちも認められたことは「草間伊助筆記」にも見える(八五五―八五七頁)。

(35) 「浜方記録」二六五頁。播仁は、一万石の指定に対して七、〇〇〇石を請け、銀一枚の褒美を受けており、合格線は越えている(第1表)。さらに播仁は、米価を人為的に操作することは不可能であることを公儀も深く思い知ったのではないかという超越的な世評も伝えている(「米穀直段は人力に不及処、人氣之しからしむる処なれば、御上にも深会得可被成哉との世評也」、同史料、同箇所)。

(36) 「草間伊助筆記」八六一頁。

(37) かつて筆者は、文化三年一月三〇日の買米高の指定以後、米価が下落する傾向にあったことから、期待された米価浮

揚効果をあげなかったと論じたことがある（前掲拙著一七七頁）。しかし、買米令が発令される以前に比べれば、現物価格が五匁程度高い水準にて推移したこと、そして草間の発言（史料八）に鑑みて、買米令が米価維持に一定の効果を持つた可能性を考慮し、本文に示した結論に達した。

おわりに

先に筆者は、文化三年（一八〇六）の大坂買米の位置づけについて、（一）文化七年（一八一〇）に同様の形式で大坂市中買米を実施していることからすれば、何らかの成果があったと幕府側に認識されていた可能性があること、（二）宝暦十一年（一七六一）の大坂市中買米とは異なる形式で実施されていることから、何らかの改善が図られていた可能性があること、の二点を仮説的に述べた。

第一の点について、幕府の目標とする米価水準に達していたか否かは置くとしても、買米の発令以前より、五匁程度高い水準に米価（米切手価格）を引き上げたことは確かである。買米が発令された十一月は、諸大名による新米の払い下げが集中する時期であることを考慮すれば、諸大名にとって、この意義は小さくなかったと言える。文化七年（一八一〇）には、再び大坂市中を対象に大規模な買米が実施されるが、これも文化三年の買米と同じく、十一月に発令されている。文化三年の大坂買米が一定の効果を発揮したと幕府が認識していたからこそ、同じ方式が踏襲されたと考えることができる。

第二の点について、江戸から派遣された役人の監視を受けながら、大坂町奉行所が強い指導力を発揮して御用金を徴収し、それを買米資金に充てた宝暦十一年（一七六一）の買米と、現金銀の上納は求めず、指定した高について、任意

の時期に米切手を買持ちするよう求めた文化三年の買米は、明らかに異なる施策となっている。

こうした変化が生じた背景の一つとして、賀川隆行が明らかにした、宝暦の御用金の反動として生じた金融逼塞を挙げたい。御用金により、ごく短期間に大量の現金銀が市中から吸い上げられたことが、結果的に大名の資金繰りを悪化させることになり、発令から三ヶ月足らずで撤回に追い込まれたという宝暦の御用金で得た苦い経験が、幕府、とりわけ勘定所の念頭にあったとしても不自然ではない。

金融逼塞が生じない程度に、身代相応の現金銀負担を求めることができればよいが、幕府は各個人の身代や手元資金の余裕度を直接観察することはできない。⁽¹⁾ その点、買持ち高をひとまず請高として約束させ、実際に買持ちを行う時期は、各家の裁量に任せるといふ文化三年大坂買米において採用された方式は、一度に大量の現金銀が米市場に吸収されることもなく、また買米を解除しない限りは、強制的に買持ちを行わせる可能性を保持しておくことができるという利点がある。無論、草間伊助が懸念する機会損失の問題は存在するが、現金銀を一時に徴収するよりは、穏やかな施策であることは疑いない。金融市場への影響も考慮に入れた米価浮揚策として、文化三年の買米は、それ以前に比べて成熟した方式に則ったものと評価できる。

本稿の分析は、冒頭に述べた通り、予備作業に過ぎない。最後に今後の研究課題を展望し、擱筆したい。

幕府が買米を実施する、そもその理由は「米価下直ニ付、武家・百姓者不及申、自然と町家迄も商薄趣ニ而、都而金銀融通不宜、世上一統之難儀」(史料一)という状態の改善であり、有り体には言え、武家財政の救済にある。買米発動直後に、米切手を増発する、あるいは借銀をまとめるという行動を大名がとっていたとすれば、たとえ長期的には米価上昇をもたらさなかったとしても、政策の意図は貫徹されたことになる。買米政策の総合的評価のためには、大名家史料からの接近が不可欠と言えるだろう。

また、文化三年の大坂買米において、三井家では広島米を買持ち対象に選んでいるが、「草間伊助筆記」によれば、買米の対象として、肥後、筑前、中国、広島、加賀という大坂米市場における主要銘柄が指定されていたとされる。⁽²⁾幕府は文化三年二月十九日に御買上米も実施しているが、この対象について「浜方記録」は「勿論四蔵（筑前、肥後、中国、広島）」としている。⁽³⁾買米、御買上米の対象は、あくまでも主要な銘柄に限定されていたのである。買米の効果は、大坂で米切手を発行する全ての大名について均等に発揮されたのではなく、強弱、あるいは時間差を伴って発揮されたと考えられる。この意味も考えていく必要がある。

既に紹介した通り、幕府は文化三年以降も、大坂を舞台に米価統制策を繰り返して実施しており、これらを時系列に沿って検証していく作業も継続していかねばならない。文化八年（一八一）一二月に三井八郎右衛門と升屋平右衛門が融通方に加わる経緯も含め、検討すべきことは山積している。

- (1) 草間伊助は「其分限身上ハ上辺ヨリハ見ヘがたく、先大抵暮シ方之人數之積り眼当テニて、巨細之事ハ不知、依之さゆう見分ケかたく、先おしならし敵敷被仰付事故、表向ハ不如意ニ見せ、内証宜敷キもの、買米ニもるるものも又多分あり」と指摘している（『草間伊助筆記』八八六頁）。
- (2) 「草間伊助筆記」八五七頁。
- (3) 「浜方記録」二六五頁。

【附記】本研究は、日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究（C）23530408）、同（基盤研究（A）22243022）、公益財団法人日本証券奨学財団平成二四年度研究調査助成金、公益財団法人村田学術振興財団助成金の助成を受けてい

る。また、三井文庫研究会、および近世政治史研究会（於、東京大学史料編纂所）の参加者各位より、有益なコメントを頂いた。ここに謝意を述べたい。